

第一回日韓UIM交流会・報告集

1978年5月16日～19日 於・ソウル・水原



関西キリスト教都市産業問題協議会 (KUIM)

報告集発行にあたって

日韓都市産業伝道交流会を両国UIMの関係者で共催する事が提議されて以来、かなり長い間、関西でも慎重に準備の話を合意をつづけた。

ことに、UIMの活動が極度に制限され、弾圧をすらうけている韓国の現状にあつては、この交流の実施には我々関西UIMとしても慎重でなければならなかつたのである。しかし、時折の交通の機会を得た幾人かの打合せによつて、我々は是非とも相互の交流と研修のために来韓せよという熱望をききとつたのであつた。

また韓国UIMをとりまく現状のきびしさが、とりわけ過去と現在の日本の政治や経済との結びつきを無視してはありえないという認識が我々の話合いの中で確認されていた。そうであるからこそ「彼ら」の問題として見学にでかけるのではなく、「我々」の課題を自習することがまず第一に必要なであつた。第二にはひざをつきあわせて、相互の問題を提起し合い、これからの作業を分担し合うことを期したのである。

アジアのUIMの中でも、日韓UIMはどの角度からみても、その活動において相互性と、そしてまた互の自立性、それに緊急性が看過されてはならない。

一九七八年五月中旬の交流会は数人の訪韓が不可能となつたにせよ、今後の重要な布石となつたのである。そのまじめを公にすることは今までのお互の熱意の結晶であり、これからの課題を模索していく歩みのとつかりでもあると言ふべきであらう。

わけでも今回の計画に対する韓国UIMの大きな努力と深い配慮に感謝を覚えながら、できれば今後の交流の持続と、彼我における仕事の実質化を望んで止まない。

KUIM代表 三好 博

目 次

巻 頭 言	KUIM代表 三 好 博	
第一回日韓UIM交流会に至るまでの経過	編 集 部	2
現 場 研 修		
A 永登浦UIMを訪ねて	大 石 嗣 郎	4
B 仁川UIMに東一紡織の女子労働者を訪ねて	土 肥 隆 一	6
C ソウル北部のトンウォル教会	菅 原 勉	12
D ほほえみを消さない —— ソウル駅・舍堂洞地域 ——	伊 藤 義 清	13
日韓UIM協議会		
1 「良きサマリヤ人」(閉会礼拝説教)	朴 炯 圭	19
2 産業界における現代宣教の課題	永登浦都市産業宣教会 趙 之 松	21
3 関西キリスト教都市産業問題協議会(KUIM)の歩みと現状	荒 川 純太郎	26
4 韓国の労働問題	韓国都市産業宣教会総務 趙 承 赫	29
5 産業発展と公害	延世大学公害問題研究所所長 権 肅 杓	31
6 日本の公害問題 —— 川鉄の「公害輸出」を中心として ——	楠 利 明	32
7 あ い さ つ	韓国基督教協議会総務 金 觀 錫	35
8 韓国都市産業宣教の発展過程と現状	李 圭 祥	36
9 日韓UIM協議会・合意書 1978・5・19	ロ ン ・ 藤 好	41
10 「韓国で学んだこと」(閉会礼拝説教)		42
● 多国籍企業について —— 日本と韓国の場合 ——	小 柳 伸 頭	43
資 料 構 成 —— 日韓UIM交流会後のこと ——	編 集 部	53
金浦空港でフィルム等、押収される		56
フィルム・文書等の押収に対する抗議の行動		58
資 料		
1 「海外にいるみなさんへ」 1978・7・25	東一紡績解雇労働者	9
2 「海外にいるみなさんへ」 1978・7・25	仁川UIM 趙 和 順	10
3 「印明鎮牧師の逮捕が意味するもの」	永登浦UIM	15
4 「産業宣教は何をわらうか」(洪志英著) 目次		20
5 清州UIMでのハンスト		47
6 記者会見・配布資料 1978・5・29		59
7 金浦空港税関長よりの押収品「送付状」		60
8 駐日韓国大使館よりの回答 1978・6・15		61
9 東一紡織女子労働者支援を訴えるピラ 1978・7		62
新 聞 記 事		
1978・4・11 毎日新聞 「韓国のカトリック司祭団・労働運動支援を表明」		53
1978・5・31 朝日新聞 「訪韓牧師らのメモなど押収」		57
1978・6・18 毎日新聞 「豪州牧師を追放」		63
そ の 他		
永登浦UIMの「しおり」		16
日本側よりの参加者のリスト		46

第二回日韓UIM交流会に至るまでの経過

編集部

一九七三年

KUIM（関西キリスト教都市産業問題協議会）と韓国UIM都市産業宣教会）との最初の出会い、一九七三年二月、関西で開催されたNCC（日本キリスト教協議会）UIM主催の現場研修であった。その時、韓国UIMを代表して趙和順牧師が参加された。趙牧師との交流はあったが両国UIMの交流にまでは至らなかった。

一九七五年

その後、一九七五年三月一日に発表された「民主救国宣言」および韓国政府当局のキリスト者弾圧を契機として、韓国のキリスト者の民主化運動に対する支援の必要性が真剣に討議され、資料集を編集発行する等の具体的な活動を展開した。

その支援活動の中で、特に関西においてUIM運動を担っているKUIMによって韓国UIMとの積極的な交流が企画されるようになった。

一九七六年

一九七六年五月に、関西UIMはこの交流がより全国的な運

動の中で位置づけられることを願い、同年六月に開催されたNCC・UIM主催の全国UIM関係者会議に提案したが、この段階でも具体化されるには至らなかった。

一九七七年

一九七七年六月にKUIMの会議において、正式に日韓UIM交流会開催のために三名によるプロジェクト委員会が編成され、KUIM独自の企画として日韓UIM交流会を推進することが決定された。

同年九月に日韓UIM交流会開催のためにKUIMの研修会が京都において一泊二日でもたれた。この研修会で、一九七八年に第一回日韓UIM交流会を開くこと、その準備として一九七七年十一月にKUIM代表三名を韓国に派遣すること等が決定された。

この決定により、同年十一月、KUIMの三名の代表が訪韓し、ソウルで韓国UIM指導者と第一回日韓UIM交流会開催のための会議がもたれ、一九七八年に「第一回日韓UIM交流会」を韓国で開催することが合意に達した。

また同年十一月末、韓国UIM代表の趙承赫牧師が来阪され、よ

り具体的に交流会のための話し合いがK U I M関係者との間になされた。

一九七八年

一九七八年一月九日に韓国側準備委員会より第一回交流会のプログラム草案が送られてきたのを契機にK U I Mにおいても準備委員会が構成された。同時に日韓U I M交流会の日本側の窓口はN C C・U I Mが担うことが決められ、またこのことがN C C・U I M委員会においても承認されるに至った。

その後、二月および三月の二度にわたって日本側の準備委員が訪韓し、ソウルで交流会のための両国準備委員会による会議がもたれた。

この間、第一回交流会の準備は順調に進んでいたが、四月中旬、荒川純太郎が他のメンバーより先にビザ申請のために大阪の韓国総領事館へ出向いたところ、訪韓の目的、主催団体等について質問される等のトラブルがあったが、後日、荒川についてはビザが出た。

これは四月八日付の韓国のクリスチャン新聞に第一回日韓U I M交流会がソウルで開かれることが報道されたことより韓国領事館筋が交流会のことを事前に察知していたためと思われる。

その後、大阪領事館扱いの大阪および京都在住の五人のメンバー（三好博、近藤善彦、小柳伸顕、柴田作治郎、平田哲）については、正式の韓国N C Cからの招待状を受け、最初からU I M交流会に参加するとしてビザ申請をしなければならぬことになった。五月に入ってから正式の招待状とともに旅行社を通して申請したが、大阪韓国総領事館からの返事は遅れ、五月十六日十九日の交流会の開催が危ぶまれる事態となった。

出発の数日前にきた韓国総領事館の回答は、我々が提出した招待状は韓国の公証人役場の証明がないので正式なものとは認められないので公証人役場の証明した正式の招待状を再度提出するように、というものであった。

招待状に公証人役場の証明がなければならぬというのはこれまでの慣例に反すること、これまで韓国で開かれた交流会等も公証人役場の証明のない招待状で充分であったこと、出発までに再度公証人役場の証明する招待状を取り寄せることが物理的に不可能であることを考えると、これはU I M交流会に参加させないためのこじつけであったことがわかる。

大阪・京都以外の参加メンバーは、各々の韓国領事館に、「観光ビザ」を申請し、発給された。

このようなトラブルのため当初14人が参加する予定であった第一回目の交流会に参加できたのは、楠利明、菅原勉、大石嗣郎、伊藤義清（東京）、ジョニー・B・ウォーカー、ロン・藤好、土肥隆一、飛田雄一（神戸）、荒川純太郎（大阪）の九人であった。

K U I Mの中心メンバーである大阪の五人が参加できないことが確定的となった段階で今回の交流会をするべきかどうかK U I Mで論議したが、会議ができなくて現場研修だけというような不完全な交流会になるとしても現場を訪ね、現場の活動家と直接交流することとは有益なことであると判断し、九人が訪韓することになった。そして、不十分かつ変則的になってしまったが、第一回の日韓U I M交流会が五月十六日十九日、韓国で開かれることになった。

現場研修

五・十六～十七

- | | | |
|---|-------------------------|------|
| A | 永登浦UIMを訪ねて | 大石嗣郎 |
| B | 仁川UIMに東一紡績の女子労働者を訪ねて | 土肥隆一 |
| C | ソウル北部のスラムにあるトンウォル教会 | 菅原勉 |
| D | ほほえみを消さない——ソウル駅・舍堂洞地域—— | 伊藤義清 |

日本からの参加者九人は、五月十五日午後、金浦空港に着いた。当日は、ソウル道峰区のアカデミーハウスで打ち合わせ等を行ない、翌十六日と十七日に、現場研修（フィールド・トリップ）を行なった。九人は二つのグループに分かれ、十六日は、A永登浦（ヨンドンポ）B仁川（インチョン）に、十七日は、Cソウル北部のスラム、Dソウル駅付近のスラムと舍堂洞（サダンドン）地域を見学した。ACに参加したのは、大石嗣郎、菅原勉、J・B・ウォーカー、楠利明、飛田雄一（楠は所用のためAのみ）の五名BDに参加したのは、伊藤義清、荒川純太郎、土肥隆一、ロン・フジヨシの四名であった。

現場研修 A

永登浦UIMを訪ねて

大石嗣郎

朴政権緊急令第九号発令の中によつぱりと
はまっている韓国の国情にふさわしく、到着
したその日が毎月十五日民防衛の日でした。
外国人も例外なくその日の訓練に参加すると

いう三十余年前の日本の戦時下に逆戻りした
緊張の思いでの初日でした。その次に、この
日韓UIM合同協議会が韓国の内外の情勢変
化のため今回の協議会のすべり出しはかなら

ずしもスムーズではなかった。私たちの宿舎
の変更とか協議会のプログラムの内容の修正
をほどこしたことも記憶すべきことです。当
初計画されておったフィールド・トリップは到着
の第二日目に予定どおり行なわれることにな
り日本側は二班に分れ、一つの班は永登浦工
場地帯とその地区内に活動するUIMの人々
と親しく意見を交換した。今一つは仁川港湾



永登浦UIMのすぐ近くにある、
邦杯紡績（坂本紡績）の工場

地帯とその地区内に活動するUIMとのそれ
でした。拙者は前者の班員の一人として視察
見学した。ステイブというオーストラリア（蒙
州）の宣教師の案内により、話題にのぼった
日本製の地下鉄車輛に約二十分間心地よくゆ
られながら永登浦下車した後、付近一帯を見
学した。ここは多国籍企業による大企業から
中企業に亘たる工場が休まずに活気に満ちた
操業をしていることは外部からの様子で略々
察せられた。現にそのために日本国内の企業
の大部分が生産カットを余儀なくされている
ことも聞いている。しかしその背後には、現

地に参りますと色々と無理を強いられている
点があるがわかれた。韓国の国民総生産（GN
P）一、〇〇億ドル、そして輸出目標額一
〇〇億ドル（実績一五〇億ドル）を達成する
ことが掲げられている。資源が乏しく輸入に
殆ど依存してこの二大目標を達成するため
は、労働者及び民衆に相当の犠牲と耐乏生活
を求めざるを得ないことが説明を聞くまでも
なく、私の肌で感ぜられた。聞くところによ
ると、一九八〇年までに農村民の生活改善、
国外旅行制限の緩和、テレビのカラー化と政
府の施策が出される一方、国民一人一人がど
れだけそれに耐えうるかという点にあるとい
うことである。そこで韓国教会の現況を分析
すると、教会の規模が四万人から小規模で五
〇〇人の会員を数える教会が、何も朴政権を
刺戟するよりは協力すべきであるという者が
いる一方に、UIM活動なくして教会に何ら
存在意義を見出せないという者がいる。教会
は勇気をもって民衆の側に立ち、或は労働者
の代弁者になるべきではないかという立場を
UIMが取っている。ですからこの問題を深
く掘り下げて行くと、今日の日本の教会も多
くの深刻な問題に気づかず過しているのだ
はないかということを知られた。ただそれ



永登浦UIM事務所の前で、UIMのスタッフと。

が韓国のように表面化していないために気づ
かずに過している感がある。
永登浦UIMの事務所の壁には拘束されて
いる四人の教職信徒同労者の留置番号が掲げ
られている中で、UIM信用組合の手入れ、
当UIM実務者であるイン・ミョンジン牧師
の拘束の話を伺っている間に、警察当局の一
刑事が私たちの様子をチェックする中でフイ
ルド・トリップがなされたことは日本の戦時中
の特高のことを思い出さずにはおられなかっ
た。
同じ日の午後には同工場地区内の京水UIM



キヨンスUIMの安牧師(左はし)と女子労働者

Mの安光洙牧師を訪れたところに丁度、未組
織女子労働者四十名の問題で安牧師が汗だく
だくになって工場主とかけあって幾分かでも
免職された女子労働者の退職金の交渉に当っ
ていた。これは日本では一寸考えられないこ
とで、多分韓国の牧師が社会的身分が高く、
一般民衆に信頼を得ている点等から、あれだ
けのことが何ら臆せず出来、又工場主も無視
することの出来ない暗黙の了解があるように
思えた。約二時間の出来事でしたが、全部が
一応解決して私たちが帰るまでにはその一群
は居なくなった。所が同じ屋根の下にもう一

群で日本の丸紅との合併会社の女子工員が休
み明けで、楽しくしかも仲よくギターの伴奏
に合せて韓国流行歌あるいは労働歌を歌って
いる光景は真に印象的でした。私たち日本の
UIMは今後先づ韓国のUIMの情報を入手
してそれを分析し、その国情にあいまった助
言をすることによって正に日本ではとても理
解することの出来ない韓国の緊急事態を静か
に見守る以外にないことを印象として感じて
帰国した。つけ加えておきますが、私たちが
案内してくれたオーストラリア宣教師ステイ
ブ氏は一ヶ月後に、国外に強制追放されて自
國に帰った。

現場研修B

仁川UIMに東一紡績の女子労働者を訪ねて

土肥隆一

「いくら貧しくても、クソを喰って生きた
ことはない。」

これは今年の二月二十一日早朝、会社・官
憲一体となって暴力集団を使つての組合破壊
にさいして、労働者(全員女子労働者である)
が全身にかけられ、耳といわず口にまで入れ

られた人糞を吐き出しながら叫んだことばで
ある。

全国繊維労働組合・東一紡績仁川支部。テ
ロン等化学繊維及びプリントを生産する大
手に属する工場の組合である。一、三〇〇名
の従業員の内ほとんどが女子労働者(男子は



「キヨンス都市産業宣教会」大石(右)と管原

一七〇名)であり、その大部分が年少者達である。

一九七二年。長い間男性のみによる全くの御用組合であった同組合執行部に、韓国では初めての女性支部長を選出することに成功した。以来、続々と女性役員(支部・分会を含めて)が生れた。この画期的出来事はこの年突然出現したのではない。

一九六一年仁川に「基督教都市産業宣教会(UIM-Urban Industrial Mission)」が設立された。これは、この世に全く権力をもたないキリスト教の聖職者達を中心とする組織であった。彼等の関心は労働問題であり、工業化・都市化による人間疎外であった。四

年間の実験的期間を経て労働運動に関わるいくつかの方針を決定した。労働運動を展開するには自らも労働者となり、実際に彼等の職場に入り彼等に関わっていくこと。産業宣教会を労働者教会と規定し、労働者信用金庫、医療組合等々を設立した。特に労働者の教育に力を入れ、「労働者の意識化」を深めると共に、労働法・労働運動論及びその歴史等を教育することにした。七〇年に至り、特に女子労働者の育成に重点を移す。女性の人権・男女同一労働同一賃金等の諸問題を教育した。

「女性は国家と家庭の主人あかじでなければならぬ」という彼女達のモットーは韓国のような大家族主義的社会にあって際立った主張であった。会社及び当局者に言わしめれば「国民学校(日本の小学校)程度の教育の女が、大

学教育を受けた者に変貌するとはどうしたのか」といふかしがるほどであった。

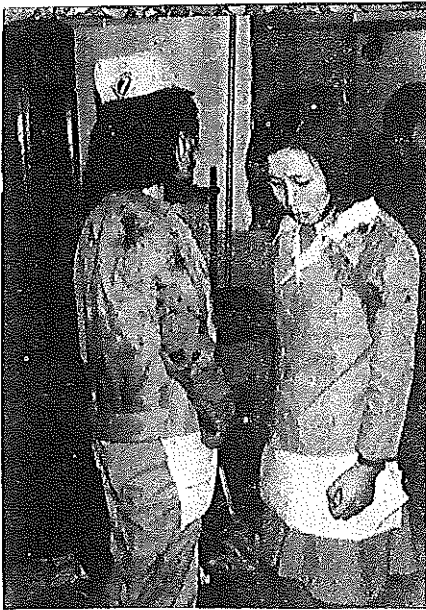
東一紡績に女子組合長が生れたその時から、会社による露骨な女性活動家の排除が始まる。しかし、彼女等によって、はじめて、組合らしい活動が始められたと言ってよい。家畜小屋同然の宿舎がコンクリート建ての寄宿舎に変わる。繊維のゴミが舞う職場に集じん機が取り付けられる等々。

ついに会社側は今回の徹底的組合つぶしに出る。人はこれを「人糞洗礼事件」と呼ぶ。詩人・高銀氏の「人糞一東一紡績の娘たち」の中から採られたものである。会社側は労務政策上これ外上の職場の民主化を許すことが出来なかったのだ。職制を通じての会社方針に対する絶対服従という関係は、

労働者を意のままにこき使うために絶対にゆるることが出来なかったのである。

二月二十一日、午前六時、三交代の深夜勤務を終えた女子労働者達は、当日行なわれるはずの執行部選挙の投票所に向った。突然三〇名ほどの男が現われ、めいめいにプラカードを持って「退去せよ、産業宣教」趙和順

(女工達を指導した中心的婦人牧師)はアカだ」と叫び暴力を振った。その内の二人がゴム手袋をし、バケツを持って彼女達に襲いかかった。これが人糞であった。彼女らにこれをあびせ、耳にも口の中にもおしこんだ暴挙であった。ついにこの日の投票が不可能にな



1978年2月21日、人糞を投げつけられた東一紡績の女子労働者たち



仁川UIMの2階で内職をする
東一紡績の女子労働者

るばかりか、六年間に渡る彼女等の民主的組合活動に終止符が打たれることとなった。彼女等は直ちにハンストに入る。教会指導者達と政府及び大韓労働総同盟との交渉の結果、すべてを二月二十一日の事態以前にもどし、労働庁の選挙管理のもとに公正な組合選挙を行うことを約束した。しかし、会社及び当局はこの約束を破り一、二六名の女工達を「無断欠勤」という理由で解雇した。しかもこれを京畿道地方労働委員会が追認するという始末である。会社の生産を減少せしめ、輸出目的達成に支障を与えて「国威」を傷つけたとい

うのである。

この日より彼女達は路頭に迷うことになった。しかも彼女らのかなりの者が実質的世帯主として一家を支えているのである。それに追い討ちをかけるごとく、彼女等の名前のリストが韓国全産業を包括する大韓労働総同盟によって全国の企業に配布された。これは再就職の道が全国的に閉ざされたことを意味する。

産業宣教会は今日、朴政権にとって最大の敵対勢力と目され、あらゆる活動が閉ざされつつある中で、一、二六名の彼女等とその家族を支えなければならぬ。二〇年に渡る産業宣教会の歴史の中で最大のピンチに立たされているといわなければならない。

わたしたちはここに、単に韓国の労働運動が弾圧を受けているという認識以上に、彼女たちに人糞を喰わせ、生活の手段のすべてを奪ってしまうという、人間が人間として扱われていない、人間破壊の事実をここに見るのです。彼女らは今、いくつかの都市産業宣教会（カトリック、プロテスタント両方の）が持つ会館に寄宿し、内職等によりかろうじてその日の生計を営んでいるのです。私たちが産業宣教会を支え、明日の韓国を支える彼女

らのために手を差し伸べることは、私達働く者、吾人間として、海を越え、国境を越えて果さなければならない当然の義務であると思えます。

愛するわが小さき娘たちよ

暁のような娘たちよ

わが民族の娘たちよ

君たちは人糞ではない

人間である

人間である

人間である

この地の人であり、この地の娘である。

団結せよ

団結して波打つ恐ろしい人となれ

恨みの歌を叫ぶ人となれ

勝利の歌を叫ぶ人となれ

高 銀作詩 人糞より



UIM交流会後、東一紡績解雇労働者より送られた
 きた手紙。「韓国通信」34号より——編集部

「海外にいるみなさんへ」

まだ面識もない私たちのことに
 関心を持って下さるみなさんに感
 謝いたします。

数え切れない程多くの人々が生
 きているこの世の中には、数え切
 れない程の事件が起こっているの
 でありましょう。韓国の労働者教
 会に集う貧しい私たちは、働いて
 生きていかねばならない者たちが
 人糞を食べさせられて泣かねばな
 らないようなことが二度とあつて
 はならないと信ずるが故に、この
 事態を見過ごしにはできません。
 私たちは職場を追われただけでも
 口惜しいのに、他の職場にも就職
 できないようにと私たちの名前
 (住所、生年月日、住民登録番
 号まで)が全国に配られ、再就職
 が拒まれていきます。

しかもそれは、私たちの痛みを

代弁し、私たちを救済するために
 力を尽さねばならないはずの、労
 働者の父のような役割をなすべき
 私たちの上部組織(全国繊維労働
 組合)委員長金永泰の名前で、公
 式文書として発送されたというこ
 とです。一〇〇億ドルの輸出をし
 たとは言うものの、私たち労働者
 の生活は少しも良くなつてはいま
 せん。逆に、人糞を食べさせられ
 労働者だけが帯を締め直して耐え
 るようにと強要されているのです。
 このような社会は是正されねばな
 りません。

働いてもなお子孫代々みじめな暮
 ししかできないというのが現実で
 あります。しかし、この現実を運
 命だとして嘆いてばかりはいられ
 ません。労働者たちも働いただけ
 の正当な代価を得て、笑いながら
 生きていくことのできる社会を造
 るために、私たちは前進し続ける
 であります。

今度の事件で私たちの同僚八名
 が監獄に送られ、また私たちを支
 援して下さった多くの方々も監獄
 に送られました。職場復帰をあき
 らめてしまわない限り、私たちに
 も多くの困難が待ちうけているこ
 とをよく知っています。

私たちは、東一紡績に造られた
 不法な労働組合を認めていないの
 で、解雇された労働者を中心とす
 る新執行部を組織し、東一紡績支
 部臨時事務所を設けてその運営に
 力を合わせています。今、この時
 間にも暗い監獄の中で苦しんでい
 る私たちの支部長さんや同僚たち
 と、いつか再び会うことができる

日の来るのを待ちつつ、労働者た
 ちも笑って生きていける世の中を
 造るため、私たちは精を出してい
 ます。

この手紙をお受けになられた労
 働関係者のみなさんにお願いた
 します。私たちの上部機関(労総、
 本部組合、労働庁)に対し、私た
 ちのように苦しむ勤労者をなくす
 ため、そして職場を失った私たち
 の職場復帰のために、本来の任務
 を全うするよう、書簡または電話
 で抗議していただきたいのです。
 現場に残されている私たちの友人
 たちと共に手を握りあい、以前の
 ように労働条件を一つ一つ改善し
 ながら働くことができる社会、労
 働者たちも暮しを良くすることが
 できる社会、そういった社会を造
 る作業が続けられるよう支援して
 下さるならば、この上ない感謝で
 ございます。

こうしてみなさまに支援要請の
 手紙を差し上げておりますが、私
 たちは挫折せず最後まで闘い抜く

つもりでおります。正義が勝利するという真理を信じ、一日も早く明るい光が照らししてくれることを祈りながら、正義のため、真理のため先頭に立つことのできるものとなろうと心に誓っています。今日まで支援して下さったように、今後も続けて関心をお持ち下さり、

協力して下さいますようお願いいたします。

主の恩寵がみなさまと共にありますように。ごきげんよう。

東一紡績解雇勤労者
安順愛・外一二五名

資料 2

(UIM交流会後、仁川UIMの趙和順牧師より送られてきた手紙『韓国通信』34号より) 編集部)

『海外にいるみなさんへ』

主の恩寵がお仕事の上にありますように祈ります。

小さな韓半島にある韓国、そこに住む無学で、またそのために恨めしい目にあわされている勤労女性たちの問題に、今日まで多くの関心と協力をお寄せ下さり、深く感謝申し上げます。私たちの問題は私たち自らの力で解決しなければならぬのですが、遠く外国にまでこうした支援を要請しなければならぬ事情を理解していただ

けるものと信じます。

韓国七百万労働者は、未だに低賃金により生存が脅威にさらされ、生活苦を強いられています。とくに、今まで蔑すまれてきた彼らの人権が最近一層抑えられていることは、すでにご存知のことだと思います。先般、仁川で起こった東一紡績事件の場合も、女性勤労者たちは賃金の問題以上に、人間らしい待遇を受けられないという人権の問題で苦しみました。その間彼

女らは、多くの闘いをなし、涙ぐましい苦難の歴史を積み重ねました。七八年のこの事件は、単純な労使間の紛糾ではなく、政治的介入がなされている事件であって、次のような三つの要素がからんでいると分析することができます。

1. 民主的労働組合に対する弾圧
2. 宗教に対する弾圧
3. 女性運動に対する弾圧

実にこれは、宗教に対する弾圧であると思ふべきではありません。この間、仁川都市産業宣教会のみが弾圧されたのではなく、永登浦都市産業宣教会の印名鎮牧師も投獄されています。また、ずっと以前から勤労者たちは、JOC(カトリック労働青年会)や都市産業宣教会会員であるということの故に、企業内部で甚だしい憎しみの対象とされ、昇給差別はもちろん作業条件の悪い部署への移動などの差別待遇を受けて来ました。真露酒造会社、泰平特殊繊維工業等では、JOCや都市産業宣教会

員であるということの故に、多くの勤労者たちが追い出された事例があります。このように、勤労者たちが都市産業宣教会に自由に入りできないよう秘かに圧力がかけられ、その活動の制圧と弾圧が行なわれたのでした。

また、しばらく前から洪志英という人が本まで出版して(注)都市産業宣教会を国際共産党であると言い、これに関係している牧師に対してアカ攻撃を行なっています。これに対して政府は全く無関係であるかのように装い、これに抗議する宗教団体の建議とアピールに対して、何らの反応も示さないでいます。かたや洪志英は、各地域を廻りながら聴衆を強制的に動員しては講演会を開いています。

また、繊維労働組合の委員長、金永泰は、東一紡績から解雇された勤労者一二四名の名前を、国民登録番号、本籍、住所、生年月日等の詳細とともに、全国の繊維会社にはらまいたのですが、政府は

これを制止しませんでした。労働者たちが労働をなす生存権を剝奪するこのような行為が、現存社会問題として大きく提起されているにもかかわらず政府がこれを黙認し、ひそかに協力しているのを見る時、明らかに政府がこの問題に介入しているのを確認することができます。

またそれは、女性運動に対する弾圧であると思われねばなりません。一九七二年に、韓国最初の労働組合女性支部長が東一紡績に生まれました。これを契機として多くの労働組合において女性支部長が組合員多数の支持を得て輩出しました。そして現在では女性支部長が一〇名、女性分会長が五六名に達しています。今まで男性のみが支部長となりえた長い慣習と前例を覆して女性支部長を出した東一紡績では、その時点から会社と労働組合の間に多くの対立が起りました。そして自律的で民主的な労働組合活動を目指して、正し

く正義に基づいて事を運ぼうとする女性執行部の労働組合に対して、会社側は男性たちを買収してあらゆる妨害と弾圧を加えてきたのです。このような深刻な事態にたち至っている東一紡績事件に対して、海外のみなさんの支援をお願いしたいと思います。

まず、そちらの労働組合に関係しておられる方々、労総委員長または繊維労組委員長のような役職にある方々が、韓国の労総委員長または繊維労働組合委員長宛に、書簡または電話で抗議して下さいと思います。輸出企業である東一紡績会社社長宛にも事件解決のための圧力を加えて下さいと思います。

そして、宗教弾圧という問題から、そちらのNCCや教会が、韓国政府に対して異議を提起する書簡を送って下さればと思います。女性運動に対する弾圧に対しても、女性団体の代表のみなさんが協力して下さいをお願い致し

ます。そうしたお手紙により、いろいろとこみいっているこの問題が、みんなの力を合わせることにより解決できればと願っています。最後に、心からお願ひ申し上げます。たいことがあります。現在韓国国内では、東一紡績事件の犠牲者に対する募金活動が続いています。

このおかげで勤労者たち自身の飢えの問題は解決されていますが、彼女たちは個人的に家庭が貧困であるため、その他の生活全般において多くの困難に出会っています。そこで一教会が一人の勤労者を担当して、最低生活費月々四万ウォン(約一万六千五百円)ずつを支援する募金運動が展開されました。これにより国内では三二名分が確保されました。残りの人々について、海外の各国で何名かずつを担当して下さいはできません。どうか。経済的貧困の故に最後まで耐えることができなくなるかもしれないこれら解雇された勤労者たちに、直接的な援助が、至急に

要請されています。現在仕方なくひそかに他の会社にはいっている勤労者も何人かはいますが、賃金も少なく、彼女たちの持っている技術とは関係のない、力に余る仕事に苦しんでいます。

終わりに、みなさんの切なるお祈りと暖い関心をお願い申し上げます。みなさんからのお手紙をお待ち致したいと存じます。神の御旨が一日も早くこの地の上に成し遂げられるよう切に祈り、改めて感謝申し上げます。

一九七八年七月二五日

韓国仁川キリスト
教都市産業宣教会
総務 趙 和順

(注・20ページに洪志英の本の
目次が紹介してある一編集部)



現場研修 C

ソウル北部のスラムにあるトンウォル教会

菅原 勉

五月十七日の午前中、ソウル北部のスラムにある韓国キリスト教長老会のトンウォル教会を訪れた。ソウル鐘路五街のキリスト教教会館から二台のタクシーに分乗して約二十分、スラムのある山のふもとについた。そこから上は道も狭く、傾斜が急すぎて車は入らない。道は長い間雨が降っていないからか、ひじょうにほこりっぽかった。



高田飛田、教会の牧師、左より後列、大石、J・ウォーカー、前列、礼拝堂の校生。

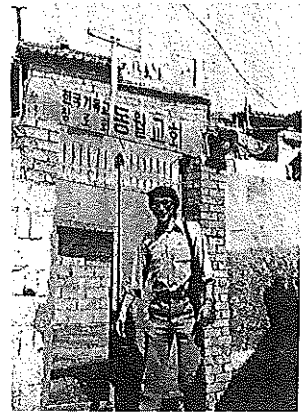
ほど登るとトンウォル教会があった。

トンウォル教会に案内されて驚いた。教会の建物はスラムの住民の家よりもみすばらしく、強風にあおられれば飛んでいきそうな建物だけれども、スラムの中に根をおろし、スラムの住民と共に生きようとする愛が、門の上に立っている十字架から伝わってくるような感じだった。

教会の礼拝堂は、二、三十帖ぐらいの広さで、ここに毎週日曜日はスラムの住民が四十、五十人集まって礼拝をしているという。文字どおりすき間風の吹く、オンドルもない礼拝堂なので冬は、大変だろうと想像される。

教会のすぐ隣には、教会の仕事をしている韓国神学大学に通っている神学生の部屋があり、そこでホ・ピョンソプ牧師と三人の神学生からいろいろな話を聞いた。

彼らの話の中で、一番印象に残っているのは、「イエスが、ガリラヤの地で抑圧され、



韓国基督教長老会トンウォル教会。前に立っているのが菅原。

しいたげられた民衆と共に歩まれたように、自分達も同じように生きていくことだ。そして、スラムの住民が自立、自活することができるようになる、彼らのすぐそばに立って、彼らの悩みや、苦しみを共に分け合い、教会がスラムの住民に仕えていくことだ。」

淡々と話す彼らだが、その背景には、韓国のきびしい社会状況の中で、抑圧された民衆の側に立ちとうとするならば、獄へとつながる道を、あえて信仰的決断をもって戦っている姿勢がのぞかれる。

スラムの中に立っているトンウォル教会を去るとき、再び門の上の十字架を見て、韓国の社会の中で『わたしの兄弟である、これらの最も小さい者のひとりにしたのは、すなわちわたしにしたのである』（マタイ伝二五・四〇）という聖書の御言葉が、本当に生きて働いているように思えた。

現場研修 D

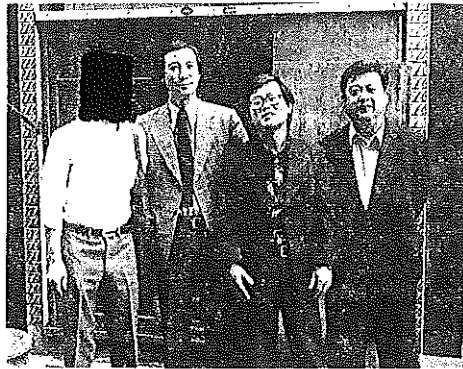
ほほえみを消さない

—ソウル駅・舍堂洞地域—

伊藤 義清

17日朝、メソジスト教会の田溶垣（チヨン・ヨンファン）牧師の出迎えを受け、KNCの事務所を出て、近くの地下鉄から四駅目、ソウル駅前下車。高層ビルの横の丘の上に立つ、南大門（ナムデモン）教会の偉容を横目でみながら、坂を登ったところにスラム街があった。四帖半に二帖といたらよいだろうか、小さな部屋で、若者がマンガか何かを読んでいるそばに、神学校を出たての李相允（イー・サンヨン）牧師が、あたたかく迎えてくれた。

このスラムには約五百家族が住んでおり、仕事は闇屋、売春婦を含め九十二種類に及ぶという。メソジスト教会が、この地域にかかわったのは76年9月。Renewal Community、地域の変革が当然テーマになった。いまこのセンター―李牧師は、カウンセリング、文庫、子供会、聖書研究、礼拝、青年グループ……などエネルギーに動いている。



ソウル駅前スラム街のセンター前で。
左から田溶垣、田牧師、李牧師、伊藤

ろうか。そしてこの①と②をあわせて求めているという。自分たちがキリスト者であることと、この地域の変革とをあわせて自らの課題としている李牧師に、ぼくは「You are young active theologian (神学者)」と言ったのだが、彼は照れながら「Thank you」と笑った。

「こうした働きのなかから、新しくアジアを、韓国をとらえ直すことによって、新しいキリスト者が誕生してくるのではないか。」とも言った。実存性と社会性の接点、土着化、匿名化……といろいろ言葉を連ねることは容易だろう。だがいま、このスラムで、現に、若い一人のキリスト者が、模索しつつ生き、働いているさまは、何にも増してぼくらに課題の重さを示していた。

こちらは韓国語がわからないため、通訳が入るのだが、田、李両牧師とも英語を話すため、ここでの話はほとんど英語だった。李牧師は、今の課題は二つある。①はCH-risitian identity. ②は Organ restoration だという。①キリスト者としての主体性 ②機構の回復とも言ううのだ

田、李両牧師の案内で、次の目的地に行くべく、ぼくたちは、このセンターを辞した。路傍でたむろしているおかみさんたちが、あいさつをする。遊んでいた少年の頭に、李牧師が手をやって何か二言、三言、少年は笑いながら返答している。次の子供会にくるかいと聞いていたらしい。言葉はわからないが、このスラム街の人たちが、李牧師を受け入れている様子は、よくわかった。

南大門（ナムデモン）の近く、ソウル東急ホテルの前で、タクシーをひろい、舎堂洞（スタンドン）地域へ。ソウル北東部の住宅地なのだが、新しい団地のような建物が、目下工事中で、活気を呈してはいる。だが道をへだてた山側中腹に、スラムがつづく。

「団地には、収入がある程度以上ないと入れない、スラムの人たちには無縁だ」と田牧師。田牧師の声を聞いてスラムの一軒から、若い婦人が顔を出した。いま逮捕されているチョン伝道師夫人だという。ソウル駅前の李牧師のセンターには、まだうすべりがしいてあったが、ここにはそれすら全くない。ぼくらが訪れたのは陽の照るむし暑いひるどきだったが、厳寒のとき、とくに雨が降ってでもくれば、いつたいどうなってしまうのか。想像を絶する住居がそこにあった。「泥水のなかに辛うじて浮いているんだ」と田牧師は言う。チョン夫人は町の中央、道にそったセンターに案内してくれた。十帖ほどあるこの教会堂兼CS（教会学校）兼集会所で、舎堂洞地域のもようをとったスライドをみた。

改めて李牧師のいう二つの課題を、考えていた。そして、あえて感覚的な印象で言えばここでもチョン夫人は、にこやかにぼくらに話

しかけた。この極貧の中に生活し、夫は獄につながれているというのに、否、それだからこそ、にこやかに、やさしく応接する夫人に、ぼくらは逆に励まされたのだ。

水原（スウォン）に出發するバスに間に合わないから、と、早々に舎堂洞から都心へと向かった。

わずか半日の短かい時だったが、このフィールド・トリップは、ズシリとこたえる重い時間であつた。

協議会で、清洲（チョンジュ）その他農村地域からきている代表から「どうして事務局



舎堂洞のスラム街

は日本の代表を、ソウル近辺にばかり案内して、自分たちの方には案内しなかったのか」と聞いてみるひと幕もあつた。

ぼくらがみたのは、韓国の一断面、それもホンのひと駒にしか過ぎない。だが、たたかいは持続させること。状況がきびしければきびしいだけ、ほほえみを消さないことを、身をもって示してくれた若いキリスト者のことを、ぼくは忘れることはない。



資料 3

「伊明鎮牧師の逮捕が意味するもの」

（永登浦UIMのラベンダー氏が作成したものを現場研修の時うけとった。原文は英文。印牧師の第一回公判は、6月25日に開かれている。—編集部）

個人的背景

伊明鎮牧師は韓国長老派教会に
より任命された32才の牧師である。
彼はUIMの仕事をまづ78年4月
の永登浦UIMから始めた。仕事
の中には週一回の会合を企画して、
若い労働者たちと小グループに分
れて韓国社会における労働者の地
位や権利について討論を行うこと
も含まれていた。労働者への深い
関心を示したためか、彼は彼らの
尊敬と愛をかちえていた。「UIM
に来る前は自分だけのことしか
考えずに生きてきました。印牧師
の生き方を見、私も人のために生
きねばならないと心に決めたので
す。牧師の考え方やふるまいは労
働者に似ており、私たちは自由に
ものごとを話し合えるのです。」
と若い労働者は言う。

逮捕の経過

印牧師が初めて逮捕されたのは
74年1月17日のことで緊急措置第

1号によるものであった。彼は10
年の刑を言いわたされ、また他の
牧師数人と緊急措置1号を批判し
て宣言書に署名したかどで同じく
10年の市民権はく奪を受けた。（緊
急措置第1号では、大韓民国憲法
の改造、又は廃止を主張、発議又
は請願する一切の行為を禁じる、
とある。）しかし75年2月、緊急
措置第1号で逮捕された人々に対
する恩赦により釈放された。
この5月1日の逮捕は、さる4
月17日清州市で開かれた抑圧され
た労働者・農民のための祈とう会
での説教が理由である。政府は、
信用組合のスタッフやメンバーを
おどすために永登浦信用組合を特
別会計監査にかけた。そして印牧
師らを韓国信用組合法を破ったと
して告訴した。

5月1日の逮捕の意味

この逮捕の意味を充分に知るこ
とはできないが、韓国のUIMの

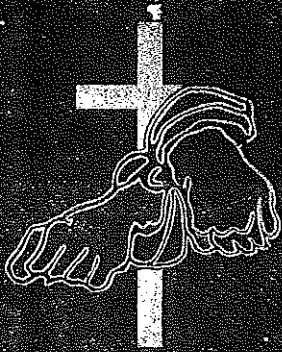
働きにおどしをかけようとする政
府のより大きなねらいの一端と信
じるにたる理由がある。印牧師の
言葉によれば、刑務所に入る以前
にもより強烈な説教を行なってお
り、その意味で逮捕は彼個人に向
けられたものというよりはむしろ
教会の布教活動に向けられたもの
と感じられるそうである。UIMは共
産主義者であると主張する反UIM
M文書を工場労働者に無制限に配
布していることから印牧師の推
測と一致する。

行動提案

印牧師の友人、並びに支援者は、
至急、韓国ソウル市鐘路区ユンジ
洞136-46、8階韓国長老派教会議
長宛に支援の手紙を書いてほしい。
更に、各々の国の政治家に手紙を
出してUIMに関する豊富な最近
の情報を自国の韓国駐在大使から
得るよう要求してほしい。

78年4月17日、
清州での説教の要約

説教の主題はミカ書2章から6
章によるものであった。印牧師は、
生きたためにやむなく盗みを働
く貧しい人々だけがなぜ厳しい判
決を受け重い罰金を課せられるの
かを問うた。そして賄賂をうけと
る警察官や法律で保証されている
まともな賃金を労働者に支払わな
い企業主と、どちらが真の意味で
社会の泥棒であるのかと。印牧師
は最近おこった3人の子供を道づ
れにした女の人の自殺を例にとっ
た。彼女の夫は繊維工場の労働者
で、日給はわずか九五〇ウォンで
あった。（九五〇ウォン≒約二ド
ル。五人家族に最低必要な生活費
は一日四〇〇〇ウォンである。）
最後に印牧師は人々に希望を失
わないようにと述べた。なぜなら、
神はいつの日にか悪を働く者に対
する評価を下されるからである。
最近がんで急死した裁判官の話が
だされた。この裁判官は、民主回
復を主張した多くの学生や教授を
投獄し、八人の無実の人々に死刑
宣告を言いわたした人物である。



우리는 뜨거운 심정으로
구속된 인명진 목사와의
근로자들을 위하여 기도
합니다.

PLEASE PRAY WITH A SPIRIT
OF DEEP CONCERN FOR OUR
REV. IN MYUNG-JIN AND WORKERS
IN PRISON.

구속자명단 : PRISONERS NAME

인명진 In Myung-Jin

김정자 Kim Jong-Ja

김현숙 Kim Hyon-Sook

진해자 Chin Hae-Ja

장남수 Chang Nam-Soo

김복자 Kim Bok-Ja

정명자 Chung Myung-Ja

1978. 5

영등포도시산업선교회

YONG DONG-PO

URBAN INDUSTRIAL MISSION

Seoul, Korea

印明鎮牧師ら逮捕された人々への祈禱と救援を訴えた永登浦 U I M のしおり

印牧師は、続けていつの日か神はこの世のあらゆる不正をとり除かれることを、また、今のところ希望を失う必要はないが人々の基本的権利を取り戻すためにただ闘い続けることを人々に思いおこさせた。

刑務所に入る前に

テープに入れた伝言

逮捕される直前に、印牧師は同僚に向けて次のメッセージを録音しておいた。

思うに、警察がとつぜん清州での私の説教を問題にしたのは、当局が年内に是が非でも U I M を根だやしにする計画によるものであり、私はその最初のねらいである。

私の逮捕は、まさに U I M への挑戦である。彼らは以前に私たちを何度も対立させようと試みたが、今回は最後のかつ断固たる挑戦である。皆さんにそして同僚の皆さんに心配をかけて申しわけない。私個人としては刑務所に入りたくはないが、これは私に課せられた避けて通ることのできないつとめであると思う。

U I M が関る労働争議は全て勝つであろうし、また勝たねばならないという考え方は、聖書に基く考えでもないし正しい見方でもない。私には思える。韓国の労働者の状況が真に改善されるためには、東一紡績で二六人が解雇された

こと以上の血と犠牲を必要とするだろう。韓国の教会が真の意味で教会たらんとすれば、すなわち、この地でキリスト教教会としての再生をみんとするならば、私たちは皆失敗に死なねばならない。そうすれば神が復活の業を完成して下さることだろう。復活の栄光までの道のりはまだまだである。

私は労働者の仲間のみならず、特に U I M のメンバーのみならず、あなた方の斗いは決して生やさしいものではないということを理解して頂きたい。あなた方はこれまで固い団結で斗ってきた。どうか私のことは心配しないで、最後まで最善を尽くして下さい。あ

なた方の闘いが韓国労働運動史に誇りある一ページをしるすことを期待します。会社側の人々は私の逮捕のニュースを聞いて大喜びをするだろう。だからと言ってそのために気を落したりおじ気づいたりしないでほしい。今までもましてクループ活動をしっかりと続けて下さい。

「ウオンパン」は現在、労働運動の特別なシンボルであり、また最後に最良の希望である。油断をせず熱心にクループ活動を続けて下さい。最後の決戦があなた方を待っている。そこで私たちに勝つか負けるかということではなく威厳をもって闘うことである。刑務所の中では退屈しないで過すことができると思う。あなた方と共にやってきた様々なことがらに思いをはせられるので。

協 議 会

日韓UIM協議会

1	「良きサマリヤ人」(開会礼拝説教)	朴 炯 圭	19
2	産業社会における現代宣教の課題	永登浦都市産業宣教会 趙 之 松	21
3	関西キリスト教都市産業問題協議会(KUIM)の歩みと現状	荒 川 純太郎	26
4	韓国の労働問題	韓国都市産業宣教会総務 趙 承 赫	29
5	産業発展と公害	延世大学公害問題研究所所長 権 肅 杓	31
6	日本の公害問題 —川鉄の「公害輸出」を中心として—	楠 利 明	32
7	あ い さ つ	韓国基督教協議会総務 金 観 錫	35
8	韓国都市産業宣教の発展過程と現状	李 圭 祥	36
9	日韓UIM協議会・合意書 1978・5・19	ロン・藤 好	41
10	「韓国で学んだこと」(閉会礼拝説教)		42
●	多国籍企業について —日本と韓国の場合—	小 柳 伸 顕	43

【編 集 部】

日韓UIM協議会は、五月十七日午後から十九日朝まで水原のアカデミーハウス「明のための家」で開かれた。参加者は日本側より九人、韓国側より約二十人、計約三十人で韓国人の参加者は、済州島・釜山・亀尾・榮州・仁川・漕州・ソウル等各地から集まっていた。

十七日の午前中、二つのグループに分かれて現場研修を行なった我々は、昼再びソウル鐘路五街のキリスト教会館に集まり、午後専用のバスで水原アカデミーハウスに向った。水原アカデミーハウスは水原市の郊外の、貯水池に面した静かな所にあつた。アカデミーハウスの入口の門のところには、当局の車らしい黒い車が協議会中止まっていたが、中まで入ってくるというようなことはなかつた。

アカデミーハウスは、良く云えば解放区、悪くいえば隔離された場所、その中では自由に話すことができた。廊下には、民主回復を叫ぶデモや集会の写真がかざられていたし、会議を再会する時にはそのたびごとに全員で「WE SHALL OVERCOME (勝利を我らに)」を大きな声で歌ってから始めるという風だつた。

また、協議会の後、酒をくみかわしながら、夜遅くまで歌い舞い語る、かなりはめもはずした交流会をしたが、韓国のUIMの活動家のしたたかさ、あるいは底からこみあげているエネルギーのようなものを肌で感じた。

三日間の協議会の日程は、次のとうりであつた。

5 月 17 日

PM 3:30 ~ 4 開会礼拝、説教・朴炯圭

PM 4 ~ 6 「産業社会における現代宣教の課題」報告・趙之松

PM 6 ~ 7 討論会「多国籍企業問題」

PM 10 ~ AM 2 交流会

5 月 18 日

AM 7:50 ~ 8:30 朝食

AM 8:30 ~ 10:30 「KUIIM (関西キリスト教都市産業問題協議会)の歴史と現状」報告・荒川純太郎

コーヒータイム

AM 10:40 ~ 11:30 「韓国の公害問題」報告・権肅灼

AM 11:30 ~ 12:30 「日本の公害問題」報告・楠利明

PM 0:30 ~ 2 昼食および記念写真

PM 2 ~ 3:15 「韓国UIMの歴史と現状」報告・李圭祥

PM 3:15 ~ 3:40 金観錫氏のあいさつ

PM 3:40 ~ 5:30 ●日本の労働運動... ●釜ヶ崎にかかわって ●荒川純太郎

PM 5:30 ~ 6:30 ●日本の大企業に働いて ●菅原勉

PM 6:30 ~ 9 夕 食

PM 9 ~ 12 まとめの討議

PM 9 ~ 12 交流会

5 月 19 日

AM 7:30 ~ 8 朝食

AM 8 ~ 9 閉会礼拝・説教・ロン・藤好 / 「合意書」発表

AM 9 ~ ソウルへ

日本側からは当初、①多国籍企業問題・小伸頭、②日本の労働運動・平田哲、③日本の公害問題・楠利明、について報告する予定であつたが、小柳と平田は「交流会に至るまでの経過」(2~3ページ)で述べたようにビザが発給されなかつたため①②の報告ができなかつた。そのためまとまつた報告にはならなかつたが、日程のような日本側からの報告を他の参加者が補足する形で報告・討論がなされた。

ここに収録したものは、説教・報告・あいさつで、討論および補足的な報告は省略した。

韓国側の報告のうち、「都市産業宣教の課題」「都市産業宣教の発展過程と現状」および「産業発展の公害」の三報告は、韓国側で用意された日本語のレジメのとおりである。他の報告および説教・あいさつは日本側の参加者のメモをもとに編集部で作成したものであり、文責は編集部にある。

日本側の報告は、帰国後、荒川純太郎と楠利明がそれぞれ、整理して書きなおしたものである。小柳伸頭の「多国籍企業についてー日本と韓国の場合ー」は、ビザが発給されず参加できなかった小柳が、報告する予定であつたものである。

「良きサマリヤ人」

(開会礼拝説教)

朴炯圭

今日わたしたちは、初めて日韓 UIM 協議会を開いていますが、今、韓国の UIM が当面している深刻な問題が二つあります。その一つは、私たちの教会内部の問題です。

私たちの教会の内部で、都市産業伝道 (UIM) が新しいクリスチャンを作ったのか、新しいクリスチャンを作るのに効果があったのか、いくら都市産業伝道に力を入れても教会には利益がないのではないか、というような批判があります。

もう一つは、外部から UIM に加えられているものです。それは最近、政府筋から『都市産業伝道はなにをねらうのか』というパンフレット (二〇頁、資料④参照) が大量に配布されているように、UIM は労働組合活動のようなことばかりして赤がかった運動ではないかという外部からの批判があります。

このような内外からの批判に対して最も大切なことは、UIM が目ざすところについて、

はっきりとした態度を持つということです。そこでこの「良きサマリヤ人」の聖書の箇所ですが、クリスチャンを多く作ることだけが宣教なのか、という問題です。

聖書の「良きサマリヤ人」の話の中で、私が注目していることがあります。それは、サマリヤ人が助けた人がどんな人か全く書かれていないということです。ただ強盗にあった人とだけ書かれています。クリスチャンであるかそうでないか、良い人間であるのか悪い人間であるのかなど全くふれられていません。ただ彼は強盗にあって死にかかっているという状態だけが記録されています。

それから、彼を助けたサマリヤ人がその人を助けた理由がまた全然書かれてないんですね。彼がそれからクリスチャンになるから助けるとか、ユダヤ教に改宗するから助けるとか、そういうんじゃないか、ただ彼が死にかかった状態にあるから助けるというのです。

いま韓国の労働者は不利な立場に立たされておられ、その上、どのように不利な立場に立たされているのか労働者自身にもわかっていないという状況です。労働組合にしても彼らのために何もしてくれません。

わたしたちの UIM の運動は、このような労働者の立場に立たなければなりません。これは聖書の良きサマリヤ人のようでないかと思わなければなりません。このことを UIM は求められています。

もう一つは、UIM は共産主義だとか何とか、外から言われていることですが、やはり、強盗にあった人を見て見ぬふりをして通りすぎた祭司とかレビ人とかのような人は、現在のしくみをそのまま維持したい人、そのままでもいいという人ではないかと思わなければなりません。

自分たちの利益だけを求めている人は、自分たちの利益だけ保障されれば、自分たちさえ安全であれば、他の人がどうなったって全く関心がない。そして、そしらぬ顔をして苦しい立場に立たされている労働者のそばを通りすぎてしまします。

韓国の大部分の教会といってもいいと思えますけれども、あるいは日本の教会も世界の

教会でもそうだろうと思いますが、こういふ風な状況の中で、韓日強盗にあつた人を見捨てた祭司やレビ人のように、苦しい立場に立たされている人のそばを通りすごお互いの痛み・なやみを分かちあして行きます。これは私たちに与えう機会がもてたことを幸いに思はれた宣教の使命であると考えて、ます。実りある協議会にしていたサマリヤ人のように手をさしのべだきたいと思ひます。

資料4 『産業宣教は何をねらうのか』

宗教問題研究会々長 洪志英著

（一九七七年十一月発行。UIMをつぶすために出された新書版、二百ページの本。目次だけを紹介する。——編集部）

まえがき	新しい共産主義
第一章 新しい共産主義	新しい共産主義
羊の皮をかぶった狼	新しい神学思想というもの
“産業宣教”という名の下に	共産主義の最大の敵
階級闘争	キリスト教の赤化
思想の四つの流れ	“良心的な勢力”
宣教Ⅱ民衆宣教Ⅱ社会変革運動	世界赤化の迂迴戦術
“この世のもの”と“あの世のもの”	“キリスト教同盟軍”
階級の四つの種類	共産主義の敵キリスト教
教会からまず	“社会救援”ということ
でたらめな人生	にせのキリスト者
“新たな争い”	キリスト教を利用するスターリ
国家の上に共産党が	キリスト教の赤化工作
人間機械	WCCとUNは異なる
労働者の最高の楽園、ソ連の愛情	第二章 産業宣教の正体
	“都市産業宣教”というもの
	いくつかの誤解

韓国内陸以前	労働組合の活動
労働組合の政治活動	労働組合の政治活動
共産党と労働組合	労働組合の政治活動
“黄色組合”と“赤色組合”	労働組合の政治活動
共産党の新しい“労働戦術”	労働組合の政治活動
“資金の一律引上”を	労働組合の政治活動
ルカ福音書4章18節	労働組合の政治活動
“階級主義の神様”	労働組合の政治活動
イエスは“この世に属さない”	労働組合の政治活動
キリスト教の階級主義化	労働組合の政治活動
物質・精神・霊魂	労働組合の政治活動
第三章 意識化作業の実際	労働組合の政治活動
“大衆の中に”	労働組合の政治活動
産業宣教の韓国内陸	労働組合の政治活動
“伝道”と“宣教”	労働組合の政治活動
“トラブル”の始まりは65年	労働組合の政治活動
産業宣教の性格	労働組合の政治活動
“産業宣教の明日”	労働組合の政治活動
共産主義との関連性	労働組合の政治活動
“共産主義を受け入れなければならぬ”と	労働組合の政治活動
“共産主義者と活動をともにしなければならぬ”と	労働組合の政治活動
“民衆宣教”ということ	労働組合の政治活動
“モテク洞の”“永久革命論”	労働組合の政治活動
“神様の永久革命”	労働組合の政治活動
意識化教育	労働組合の政治活動
階級意識修練学校	労働組合の政治活動
“行動的な宣教活動”	労働組合の政治活動
第四章 階級闘争の手法	労働組合の政治活動
不平分子を包摂する	労働組合の政治活動

サタン第一の誘惑	“貧民救済は国も手におえない”
“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
事大根性	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
外国の干渉を熱望するものたち	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
“韓国キリスト教会”を代表する人たち	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
“キリスト者を迫害する韓国”	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
“キリスト者の追放”	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
信頼されない米国外使	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
金を受けとり使う味	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
共産党の資金をつくる手法	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
ただで外国留学する味	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
小英雄心理	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
女性をねらう	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
第五章 われわれの姿勢	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
“労働同盟”のはなし	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
足ふみならしての歌	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
“おおノ自由”	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
人権回復	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
民主化作業	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
“われわれは正義派だ”	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
資本主義は“悪”であるか	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
人の性格が鍵	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
韓国製品を買わない運動	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
安い労賃で	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
善なる闘いを闘おう	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”
わなに陥らないようにしなければならぬ	“みそざいがこの鳥に従えば理想と現実”

「産業社会における現代宣教の課題」

永登浦都市産業宣教会 趙之松^{チョウチソン}

日本の教会と韓国の教会の都市産業宣教関係者が、共にここに集まる事ができたことを非常にうれしく思います。この集りが両国の教会をしてより効果的な宣教をする手掛りになることを確信致します。

この集会の主な目的は、両国の教会が経済発展による逆機能と経済成長の陰で疎外されている神の子たちにどのようにしたら正しく仕えることができるかを研究し、対策を立てることだと思えます。私に渡された題目は、「産業社会における現代宣教の課題」です。けれども、私の知識と経験の限界のため、両国の産業社会の問題を共に取り扱うことができませんので、韓国の産業社会の問題と課題だけを考えて見ることに致します。

産業社会の特徴

産業社会の特徴のいくつかを申し上げますと、大体、次のような点を上げることができます。

第一に産業社会は利益社会です。韓国には「勤労者を家族のように、工場の仕事を自分の家の仕事のように」というスローガンがあります。このようなスローガンこそは、現実化されなければならぬのですが、そうなるにはあまりにも難しいスローガンです。なぜならば、企業は利益をえることを第一の目的としているためです。すべての人々が労働者として自分の息子や娘のように接するならば、それはすでに利益の追求を放棄した企業であるはずで、一日一二時間、徹夜で働かせ、一週七日の労働をさせながら、どうして工場での働きを自分の家のように考えて働くことができるでしょうか。そして、一日二時間ずつ残業をさせておきながら、それに対する手当てを支払わずにいる企業人を見て、どうして労働者を家族のように接していると言えるのでしょうか。産業社会は利益社会です。産業社会の労資関係は、お互いの利益が保障される

場合にだけ協力関係が成り立つという特性を知って後、宣教に臨まなければなりません。

第二の産業社会の特徴は競争社会です。時間関係上、企業対企業、国家対国家の競争は省略します。ここで申し上げようとする点は、労働者と中間管理職の競争関係と労働者相互の競争関係です。競争関係を言い換えれば、「対立関係」だと言えますが、対立は争いを起こし、争いには必ず弱者の犠牲がともなわれるものです。私は最近、ある教会の大学生の集会で講義をしたことがあります。その時、私は大学生たちに、あなたがたはまもなくして卒業したら、会社の幹部として就職するでしょうが、そうなったら労働者をあまり酷使して困らせないようにと話しました。講義が終わってから、学生の一人が立ち上がって「私は牧師さんの講義を聞いて大きな混乱を覚えました。私が習った学問は、どうしたらもっと労働者を強制してそれ以上の仕事をさせることができるかというものでした」と言っていました。

数年前のことですが、ある織物会社での一日八時間労働の問題で、その会社の社長と会い、話をかわしたことがありました。私はその時、一日一二時間労働は、私たちの現実

ではある程度の理解がいきますが、一八時間の労働を強要してはいけませんと強調しました。その時の社長の言葉ですが、絶対に会社の社長がそうさせたことはないと強調して私はその言葉を信じます、現場の幹部たちが他の部門と生産競争をして、社長には秘密に一八時間労働をさせたようだと言っていました。

結局、中間幹部たちの出世欲のために労働者が酷使されねばならない実情です。関係会社は、生産量を高めるために、労働者間の競争をさせているのです。永登浦（エドモリ）のある会社は、新しく女工を選ぶとき、かけっこをさせるという話を聞きました。短時間により多く走った人が採用されるのです。この競争で他の労働者を追い越さねば生きていけないのが現実です。経理社員を採用する時にも同様です、タイプストを採用する時にも同じです。産業社会は、人間の人間らしい所を見るのではなく、生産競争で評価するために、労働者たちが兄弟のように助け合い、お互いが譲歩して生きてゆくことができないのがその特徴です。第三の産業社会の特徴は、物質主義思想です。人間の生命は天下をもらってもとりかえることができないという聖書の教訓がありま

すが、産業社会ではこの言葉は通じません。韓国の勤労基準法を見ますと、勤労者が工場事故で死亡した場合、本人の日給の一〇〇〇日分の賃金に値する保障を受けることができることになっています（勤労基準法第八二条）。人の生命は、労働者だからといって企業家の生命よりいやしいのではないというのが、キリスト教の基本的な立場ですが、産業社会においては、生命もお金で計算するほかないという論理を否定することができないのが、今日の現実です。お金がすべての価値の基準となっている非キリスト教的思想が、すべての人を支配しており、そこでお金は現代人にとって偶像的存在として崇拜されているのです。

以上のような産業社会の人的構成の特性をもっている産業社会は、いったいどんな人々から構成されているのでしょうか？

産業社会は三つの部類の人々によって構成されており、ごく少数の資本家と（経営者を含む）専門技術者、そして大多数の労働者たちによって構成されているのが産業社会です。労働者に対して、かれら企業家と経営陣はいつも強力な支配者として君臨し、後進



国社会であればあるほど、その濃度はより深く現われております。少数の人々は命令だけを命を受けるだけである非民主的人間関係は、経済発展とは何の関係もなく、社会発展に大きな毒素となっているのであります。利益の追求を第一の目的だと思っている資本家と生産増大を地上の目的として生きている人間、そして一日一日の生存のために働いている人々がいっしょに生きている産業社会で、人間の尊厳とか労働者の精神的価値を主張するということは、ゆきすぎだと思われるかもしれません。これら三つの部類の人々は一日中、同じ建物の中でいっしょに仕事をしています。が、考えはそれぞれ違っています。ひとり

数百億円に値する工場を新しく建てる考えをしており、もうひとりとは借家を探す心配をしているのです。このように考えが違うのは、もちろん経済的収入と関係があります。ある財閥は一か月一億円をもうけている反面、月三万円内外の賃金をもらっている勤労者もいます。このように経済的・社会的・精神的差が深い人々の集まっている集団が産業社会です。

では、教会が宣教的使命をもってここに飛び込むなら、いったいどんな姿勢と方法が必要でしょうか。私は数年間の産業宣教の経験を通して、ここにいくらかの意見を提示する次第です。ひとつは、教会は労資問題において中立的な立場に立つことができないという事実です。一部の教会の指導者の中には産業宣教会は中立的な立場で説教をしなければならぬと忠告しながら、和解の福音を伝えようという人々があります。しかし、私たちの教会が前例として持っている「中立」とか「和解」という概念は、大部分、双方の紛争に関与しないこと、そして紛争をしないという観念的な思想が濃いのです。私はそうは考えておりません。私たちのキリスト教の和解の本質は「均衡」であり「対等」であります。労

働者たちが企業家によって一方的に被害を（経済的・精神的）受けている現実に対して、教会が和解とか中立とかという立場を掲げて傍観するならば、これこそは教会も加害者であり、共犯だと断定せざるをえません。労資間の真実な和解のために、教会が抑圧を受けている者の側で働かねばなりません。そうしてこそ、経済に正義を貫き、人間の尊厳を守るだけでなく、真の和解と平等、そして平和が成し遂げられます。

自己の利益を目的とした異質的な人間たちが集まっている産業社会において、正義を具現させ、産業社会の平和を達成させるためには、何よりも労資の力の均衡が必要で、そうなるまで、労資が対立的な立場を捨てて、対話を求めるようになり、共同の努力によって得た利益を公正に分配するようになります。労働者が弱いために勤労環境の改正を要求することもできず、賃金の引き上げ闘争をすることもできず、また彼らの健康と福祉問題について何とも言えず、ただおとなしくしているならば、それこそまさに和解とか産業社会の平和とかという言葉は飾り言葉となってしまう。われわれのキリスト教の最終的な目標は、人種の差別もなく、貧富の差もなく、

強者も弱者もない平等な社会です。イザヤ書一章六―九節を見ますと、次のような言葉があります。「おおかみは小羊と共にやどり／ひょうは子やぎと共に伏し／子牛、若じし、肥えたる家畜は共にいて／小さいわらべに導かれ／雌牛と熊とは食い物を共にし／牛の子と熊の子と共に伏し／ししは牛のようにわらを食い／乳のみ子は毒蛇のほらに戯れ／乳離れの子は手をまむしの穴に入れる／彼らはわが聖なる山のどこにおいても／そこなうことなく、やぶれることがない」。

お互いに違う性質が、以上のようにひとつに統一されるためには一章三節から五節のみ言葉の通り、神の公義が厳粛に存在しなければならぬということを前提としています。すなわち「彼は主を恐れることを楽しみとし／その目の見るところによって、さばきをなさず／その耳の聞くところによって、定めをなさず／正義をもって貧しい者をさばき／公平をもって国のうちの／柔和な者のために定めをなし／その口のむちをもって国を撃ち／そのくちびるの息をもって悪しき者を殺す／正義はその腰の帯となり／忠信はその身の帯となる」という社会正義の原則が守られて始めて、和解と平和とが可能であるということ

です。

宣教の課題

まず、産業宣教の課題を論ずる前に、産業社会の問題と産業宣教の問題が何かを、簡単に整理しておくことが必要だと思います。産業社会の問題については韓国でも日本でもみな共通してもっている問題があると思います。

一番大きな問題を聞いてみますと、第一はごく少数の人々による大多数の勤労者支配であり、第二は企業の利潤または経済成長による分配が、労働力を提供している勤労者に公正に分配されていない点であり、第三は、高度経済成長、生産性向上という経済発展第一主義によって、勤労者が人間としてよりも生産の手段として取り扱われ、非人間化されているという点です。もちろん、このような問題は労働組合運動を通してある程度是正することは可能ですが、労働者の団体交渉権と団体行動権が法によって制限されている韓国の現実では、労働組合に期待することはむずかしい実情です。武装解除をさせられたと同様な労働組合は、企業家の立場から見ると恐れの対象になるはずがありません。労資の協調は当事者の対決と交渉と対話で成り立つのではな

く、しばしば政府の決定に無条件に服従せねばならないという事情の下におかれています。

一方、産業宣教をした場合にも、いろいろとむずかしい問題があります。韓国教会は先進工業国とは違い、労働問題に対する経験が非常に不足しています。大多数の教職者たちは労資問題を本で読んだだけであり、実際に体験する機会がありませんでした。そのため「産業宣教会がどうして労働問題において、一方的に労働者側なのか」と疑わしい態度を見せる人々が少なくありません。が、ひとつだけ自信をもって言えることは、教会の牧会をする方ならだれでも、労働者が当面している深刻な問題を直接聞くならば、きっと労働者のくやしきやしみじめな有様に怒りを覚え、どんなことでもせずにはいられなくなるということです。一日一八時間の労働を強制されながら、一週間に一日の休暇を要求したとして会社の幹部に呼び出され、解雇するとの脅迫を受けた労働者の叫びを聞いた人ならばだれでも、怒りを感じずにいられるでしょうか？教会は労働者の痛みをもう少し近くで皮膚に感じうる機会を探さねばなりません。

また、労働者自身の中にも相当な問題があります。ごく少数の勤労者だけが労働問題セ

ミナーや労働教育プログラムに参加する機会をもち、ある程度労資問題の性格を知っていますが、大多数の労働者たちは、まだ社会意識・組織意識に対して敏感でない状態です。

農村社会で成長した大多数の労働者たちは（彼らの両親は今も農業に従事している）、都市生活、特に工場生活と密接な関係がある労働問題と労資問題に対して、あまりにも無知です。初めて、産業宣教会をたずねてくる勤労者たちのほとんど九〇％以上が、労働者の基本権を保障するために作られた労働関係法を見たこともないという状態でした。このように権利意識のうすい状態で、労働者の人権保障を企業家の道徳心と良心にだけ期待するというのは、あまり意味がありません。以上の問題を念頭におきつつ、今日の産業宣教の課題が何かを、もう少し具体的に考えてみたいと思います。

第一に、産業宣教に対する教会を挙げたの理解のための適切なプログラムが必要で、工業国の場合に、労働者問題の重要性を、直接啓蒙するために、文書の製作を始めとして、各種の研究集会を全国の至る所で実施せねばなりません。特に、今日のように、産業宣教

に反対する宣伝が高調されている時こそ、かえって産業宣教が正しく理解される絶好の機会でもあり、むしろそれを逆に利用できるはずです。

第二に、教会は労働者たちが当面する経済的・精神的苦難に対して、同情とか救済という以上に、参与することによって労働者と共に苦難を分け合ねばなりません。労働者の人間らしい生活を守るために、教会は殉教的な姿勢で厳粛に労働者問題に取り組まねばなりません。教会は、だれが何を言おうと、労働者たちに福音を宣べ伝え、労働問題、経済問題、社会問題、政治問題などについて啓蒙し、教育し、訓練しなければならず、どんな不正にも屈することのない義しい市民になるように、すべての真心を献げねばなりません。そして、労働者たちが奪われた労働三権を取り戻すよう教会的な勢力を傾けねばなりません。

第三に、教会は労働者たちのくやしきみじめな訴えを探して、その実状を政府と教会と社会のすべての知識人と国民全体に知らせ、悪徳な企業家に対して法と社会の良心が許さないということを、はっきり見せねばなりません。労働者の人格の尊重ということも重要

ですが、労働者の権利と利益を奪うことほどきかないという社会的な体制も重要です。弱者を代弁して擁護せねばならないのは聖書の思想ばかりでなく、すべての人間の良心の基本的姿勢です。「教会がなぜ労働者問題に関係するのか」という一部の人々の批判に対して、私たちは堂々と、白負して答えることができます。「それはキリストの命令だと信じているキリスト者の信仰のためです……」。

第四に、産業宣教のエキューメンカル運動が重要だというのは、私たちみんながよく知っている事実です。この間、韓国の産業宣教は連合という面においてはある程度成功していますが、未だ十分とは言えません。各地域の実務者たちは自分の地域活動にあまりに執着したため、他の地域の事業に関心を向ける余地がなく、連合的な宣教対策の貧しさもたらしています。

また、宣教のための連帯は、国内だけでなく世界教会の連帯が必要です。お互いの経験を交換し、苦難を共に分かち合える国際的な次元の宣教政策が必要です。この間の外国教会の信仰による兄弟たちの関心と折りを深く感謝致します。キリスト者はそれぞれ自分の祖国をもち、また祖国を愛しております。し

かしナショナリズムに縛られて、教会の世界性を忘却してはいけません。私たちはひとつの教会を信じ、ひとりの主を拝する信仰をもって、共同の宣教戦略を立てねばなりません。

第五に、韓国の産業宣教は、現在多くの妨害を受けております。この数年間、企業家たちが産業宣教とカトリック労働青年会に関連した労働者を、陰に日なたに苦しめてきましたし、最近では産業宣教を批判する本まで出回っているのが実情です。神の宣教活動が人間の妨害で萎縮されることはない、私たちが信じているならば、教会はもっと積極的に産業宣教や都市宣教を拡張しなければなりません。確かに経済的な困難という壁によって開拓が難しいのが実情ですが、各地域の実務者たちは（特に社会宣教協議会）各教団やNCCと緊密に交渉し、新しい実務者の訓練に関心をもたねばならないでしょうし、全国の都市に新しい産業宣教を設立すべく、進んで力を出さねばならないでしょう。

第六に、韓国教会は、産業宣教を理解し、賛成している多くの教職者を持っております。ただ、今日の現実が積極的、あからさまに助けることを不可能にしているということを理解せねばなりません。また、われわれの教

会は莫大な経済力をもっています。産業宣教会は、この財政開発のために積極的に努力しなければなりません。都市宣教会や産業宣教会は、これまで海外教会の兄弟たちからいくらかの経済的助けを受けてきましたし、それは困難な時期に多くの助けとなったことは事実です。われわれに反対する人々が、その資金は共産党のお金だというような悪口を言っていることは非常に残念なことです。このような謀略があるためではありませんが、いかにしたらわれわれの教会の力でなしうるかを

研究し、その対策を立てることは、われわれの課題であります。

私は、これまで産業宣教に携わる中で考えてきたいくつかの点を紹介しました。今後、このような集りが継続してもたれ、私たちの信仰を告白し、経験を交換しつつ、共同の事業を推進できるようにお願いするとともに、日韓両国の教会が、アジアの労働者に神の福音を宣べ伝えるために大きな貢献をすることができるようお願いする次第です。

協議会3

関西キリスト教都市産業問題協議会

(K U I M) の歩みと現状

荒川純太郎

一、K U I M の歩み

関西キリスト教都市産業問題協議会 (Kansai Christian Urban Industrial Movement) とは、関西における都市産業社会にかかわるキリスト教の運動体及び関心をもつ個人が、各々の主体性をもちつつ、その働きを更に強化するために、相互の経験の交流・連絡・協力等の諸関係を密にし、必要に応じてプロジェクトを推進する団体である。

関西では各教派のグループが各々の領域に於て協力しあい、その特殊性を生かし、かなり専門的にキリストの証としての働きを行って来ている。そこでなんらかの都市産業社会に対するキリスト教の運動やプロジェクトのある団体に呼びかけ、関西キリスト教都市産業協力会 (K U I M) が正式に発足した。

その結成準備会が一九七二年一月一九日に大阪クリスチャンセンターで開かれた。参加団体は関西労働者伝道委員会、韓国キリスト教会館 (K C C)、都市問題研究所、エキュメニカル団地問題研究会、基督教ミッド社会館、釜ヶ崎いこいの家、京都キリスト教産業協議会、西陣市民センター、大阪キリスト教社会館、Y M C A、関西セミナーハウスの十一団体であった。更に交通労働福祉センター、神戸学生青年センター、Y W C A、同志社大学神学部、関西学院大学神学部、聖和女子大学へも呼びかけてこの運動を拡大させる事になった。

新しい時代に於るエキュメニカル運動の都市に於る働きは、状況に応じてある場合には一教派から、或いは二、三の教派の協力から自然発生的に誕生して行く。はじめに各教派の代表がバランスをとって集まってみても、絵に画いた図式はうまく出来るが、内実のある活動は期待できない。しかし、幸いなことに関西では右記の諸団体が各々の主体性をもち、地域の状況と課題によって、すでに多種多様なプロジェクトを実行している。K U I M はその働きを更に強化するためにお互の経験を交流し、連絡と協力関係を密にし、情報との交換と共通課題の研究成果を紹介し合い、各々のプロジェクトの推進を計ることをめざ



中央が荒川、左に趙和順、趙之松。右は通訳の李国善。

している。
のちにK U I Mの名称は関西キリスト教都市産業協力会から都市産業問題協議会に変更され現在に至っている。事務局も一九七八年四月に東梅田教会から日本キリスト教団浪花教会に移された。

二、現 状

参加団体は約二〇団体になり、他に個人参加も多数ある。主な活動は第一に毎月もたれている定例会である。各々の現場の活動を学ぶために、フィールドトリップを兼ねて会場はもちまわりでなされることが多い。例会の

内容は研究発表、講演、現場からの報告、各プロジェクトの検討と具体的取組みなどである。この例会のためにも運営委員会が月に一度は必ずもたれている。運営委員会は京都、大阪、神戸の各代表に協力宣教師と事務局長を加えて8人で構成されている。

活動の第二は特別プロジェクトとしてもたれる現場研修である。東南アジア現場研修ツアー、釜ヶ崎夏期現場研修(協賛)、釜ヶ崎越冬支援キャンプの三つがある。今回これに日韓U I M交流会が新しく加えられた。過去二回にわたって東南アジア現場研修ツアーがなされ、草の根の活動家たちと交流が続けられて来た。その過程の中で、K U I Mから一人の牧師を今夏から東マレーシアへ協力宣教師として派遣するプロジェクトが生まれた。

また、都市産業社会に目を開かれ、積極的に活動して行くキリスト者を育てるべく「夏期現場研修」がいくつかの現場でもたれて来た。釜ヶ崎での現場研修に於て、問題が最も顕著な形であらわれてくるのは夏期よりも冬期、特に寒さが厳しくなり、仕事もなくなる年末から正月にかけての期間である事を学んだ。その中から「釜ヶ崎越冬支援キャンプ」が生まれ、すでに3回目を終えた。越冬支援キャンプは後述するが、全国から幅広い支援をうけ、具体的に多くの参加者を与えられ、

何よりも釜ヶ崎の労働者と共闘できるプロジェクトである。

他になされている活動は、スライド作製とその貸出である。現在「暗黒の中のキリスト者・金芝河」「川鉄の公害輸出」(フィリピン、ミンダナオ)「釜ヶ崎越冬の記録」の三本がある。特に「越冬の記録」は自分たちの手で作製したもので、約40分、100枚にまとめられ見る人に大きな感動と、問題提起を与えている。

三、釜ヶ崎と越冬支援キャンプ

東京の山谷、横浜の寿町とならぶ最大の寄せ場が釜ヶ崎である。大阪市の南・西成区にあり、その広さ〇・六平方キロの中に一万八千人とも二万人とも云われる労働者が簡易宿泊所(ドヤ)にひしめいている。物質が有り余っている豊かな日本に、年間三百人以上の行路病死者を出す釜ヶ崎という地域が事実として存在しているのである。釜ヶ崎の住民はそのほとんどが地方からやって来た男性の単身労働者である。山谷ブルースにある様に、寄せ場の労働者なしにビルも橋も地下鉄も出来ないし、彼らの働きななしに日本の現代の資本主義社会は築かれなかったであろう。不況下において何よりも先に職を失うのは寄せ場の労働者であり、たえず日本経済の安全弁と

して使われて来たのである。最も過酷で危険な現場で働く彼らは、人一倍肉体を早くすりへらして行く。無理な労働、栄養失調、アルコールなどの故に健康を害する者や現場での事故によって障害者になって行く者が多くいる。釜ヶ崎で最も大きな問題の一つは、このように働きたくても病気や身体障害をもつ故に働けなくなった労働者の問題である。数少ない保障の権利さえ失った彼らは、ドヤに泊る事も三度の食事をする事も出来なくなり青カン（野宿）する。そして彼らの生死が厳しく問われるのは冬場である。餓死、凍死、行路病死などと隣り合わせて、寒さの中で毎日たたかわねばならない。

KUIMは従来夏期に釜ヶ崎での現場研修プロジェクトをもって来たが、生きて冬を越すための闘いに連帯するために、釜ヶ崎越冬支援キャンプをクリスマスから翌年二月末までもつ事になった。食事を提供するための「炊き出し」や行政への働きかけ、募金活動、衣類、ふとん、毛布集め、凍死をふせぐための野宿する者への夜間パトロール、簡単な医療活動、衣類のバザーなどを行って来た。

ここにKUIM越冬支援代表のM牧師のレポート（77年春）を紹介して釜ヶ崎の冬の闘

いを知っていただきたい。

KUIMが企画してきた現場研修が発展して、越冬支援をはじめ二回目を迎えた。この「支援」という言葉の理解もこの間私たちの中では問い直され、とらえ直されてきたように思う。私たちは釜ヶ崎の労働者との出会いの中で自己発見を余儀なくされて来た。実にあいまいに抑圧とか差別とか偏見とかを語り、なんとなく抽象的に終始して来た私たちの行動や論議が、具体的な出会いの中で明らかにされて来たように思う。そしてそれは「あの人たち」の問題としてではなく、実に「私自身」の問題として実感させられ、それが連帯の基盤となって来たし、また同時に、私たちが共に解放されて行くたたかひのスタートでもあった。

昨冬の越冬の後、識学学級をスタートさせた。これは、越冬期間中に配られたビラを読む事が出来ない労働者を知った事がその動機であった。同時に、これが労働者たちと私たちの具体的な交流の場となる事が期待されていた。そして、それはまことに小さい交流の場ではあったけれども、現在まで暖め続けて来られ

た。更に「労働者学校」として新しいプロジェクトが企画された。

昨冬の越冬の反省は、労働者との交流が充分ではなかったという点であった。私たちの力量から云って二ヶ月余の炊き出しをキチンと行うことで精一杯であった。「釜ヶ崎に入って来た」という「緊張感」が余裕を持たせなかったのかも知れない。

今冬は、炊き出しが釜ヶ崎日雇労働組合（昨年越冬の後七月に結成）の手によって行われる見通しがついていたので、私たちは医療の問題と取り組むことにした。三百人にのぼる行路病死や六人に一人の割合で結核患者がいることや、内臓疾患の人たちが圧倒的に多いことなどを聞いている。一体どのような医療体制になっているのだろうか。この点をよく確かめてみたい気があった。何よりも死者を出さないということが最低のしかし当面では最大の目標である。生命を奪おうとするあらゆるものとたたかかって「春」を待つ、即ち仕事を獲得するというのが労働者自立の第一歩である。一日平均百数十名の青カン（野宿者）をパトロール

して廻ることは、これへの大きな支援になると考えた。

そしてこれも私たち支援者のためのものではない。労働者自身の自立のためにパトロールするという意義を大切にして自立を目指す労働者と共に行う計画をたて遂行してきた。このことは、交流という面で大きい進歩であったと思っっている。毎夜一時間半の道のりを肩を並べて歩きながら、仲間を求め、語り、助け合う作業を通して越冬のたたかいを考え、互の解放を考え続けた。

何人かの人たちが病院に送られ、今なお療養生活をしている。私たちは時々、時間を都合して病院を訪問し、療養している労働者たちとの交流を保ってきている。その交流の中から、私たちは何を求められているのか、何を求めねばならないのかを少しづつとらえつつある様に思う。K U I Mは多くの人たちの支援と協力で、なんとか越冬にかかわりをもちはじめることが出来て来た。釜ヶ崎に根をすえているエキュメニカルグループ「協友会」も着実にその働きを伸ばしつつある。昨冬の越冬以来それに参加したボラ

ンティアを中心として生まれた「釜ヶ崎地域問題研究会」は意欲的に問題と取組み始めている。この三者がそれぞれの個性を尊重しながら、よい協力関係を生み出しつつある。

そして私たちの要望に応じて、さまざまな支援をして下さった教会や団体や個

協議会 4

韓国の労働問題

韓国都市産業宣教会総務 趙承赫 チヨスンヒョク

韓国の労働問題についてお話ししたいと思います。韓国の労働問題がどのようなものであるか想像できることと思います。韓国の労働問題の第一は、物質・物量を過度に重視することからくる問題、言うならば、政治哲学の問題です。

第二は、韓国の経済発展のモデルに関することですが、ロストの学説を受け入れたというところに問題があります。ロストの経済学は、国家の経済が発展するとき、それは労働者を踏みこえて発展するというものですが、

人の方々に、今回も心からお礼を申しあげたい。寄せられた一つ一つの支援は、寒い夜の活動に大きなぬくもりを与えていただいた。私たちは、これらの働きを通して教会とキリスト者が真に「地の塩、世の光」としての使命を果して行く希望を一層強くさせられている。

このような政策を政府が進めています。

第三の問題は、現実の政治運営において、民衆を中心とした民主主義的方法をとるのではなくて、エリートを中心としていることです。そして政府は、「発展のための開発」を盛んに主張していますが、私たちのU I Mは、発展のための開発か、人間のための開発かという問題を提示し、その開発と発展との矛盾を指摘しています。

私たちは労働問題を民主主義の問題であると考えていますが、政府は労働問題を政権的立場からのみ見ています。ここに問題があります。

す。

例えば、発展をハイウェイバスとするなら、今政府は、UIMはバスにブレーキをかけるものであるとみています。もしハイウェイ上に小さな石ころでもあればそれは非常に危険なことですが、政府はUIMをこの小石だとして、この小石を取り除こうとやっきになっています。

UIMが大きな岩になればバスを止められるでしょうが今のところは小石にすぎません。でも神様の奇跡があれば、小石が大きなバスをひっくりかえすこともあると私は思っています。

現在、韓国には六八〇万人の労働者がいますが、そのうち労働組合に加入しているのは九五万人です。全部で十七の産別組合があり、その下に五四〇の支部、一、八〇〇の分会があります。一方政府は、一九七七年十一月に百億ドルの輸出を達成したと発表し、労働者の数が一千万人を越すと言われている一九八〇年代には千億ドルを輸出するにっています。また、一九七七年十二月末現在で、人口の四七％が農村に、五三％が都市に住んでおり、年々、人口の都市集中が進んでいます。このように都市集中が進んでいる状況の下

での労働問題を具体的に、箇条書き的に指摘すれば次のようになります。

- 一、農村人口の都市集中とそれにもなう都市の労働者の問題
- 二、産業の利潤の配分の問題
- 三、二に関連して生活以下の低賃金の問題
- 四、政府の労働政策不在の問題
- 五、不均衡な労使間の問題
- 六、前近代的な企業家の問題
- 七、総合的な労働者の福祉政策が不在であるという問題
- 八、法律的に制限されている労働運動の問題

× × ×

一九六三年から七二年の間は労働者の安定した時期だと言われていますが、この期間、労働者の運動はほとんどありませんでした。一九七二年以前は、法律により労働者の運動は制限されていなかった時期であることを考へるとたいへん遺憾なことです。

この時期労働運動が不活発であった理由は、一、労働組合の指導者がヘゲモニー争いに終始していたため、条件があっても活発に動けなかった。

二、労働組合が労働者を啓発することに重きをおかず、指導者中心に行なわれていた。

三、労働組合に政府の労働政策に対する考慮がなかった。

四、労働者の意識に重大な問題点があった。五、最も重大な問題として六〇年代より労働組合の指導者が政治に関与する機会が多かったために、指導者は労働者のためではなく自分が出世し政治権力を持つために動いた、等である。

時間がありませんので、次に労働問題の課題について話したいと思いますが、私はかつて五千人の労働者を対象に調査をしたことがあります、その時十ぐらいの問題がうかびあがってきました。

第一は産別労働組合の矛盾です。第二は韓国でも法律上は労働組合を二つも三つも作れることになっていますが、実際には単一の労働組合があるだけだという問題です。第三は政治的制約により労働組合の組織率が産業の発展においていないということであり、他に、政府の制限、政府の労働政策の不在、不均衡な労使関係、組合幹部の独占的リーダーシップ、組合資金の不正使用、組合の資金不足、女性の労働運動の不在、国際的な孤立などの問題です。

このような問題に対して労働運動の指導者

は、解決の方向に働くのではなくて、かえってこれらの問題を深刻化させる方向に動いているというのが現状です。

このような状況の中でUIMがすべきことは、まず第一に、地域的に起っている労働者の問題を具体的に扱うことです。

第二に、企業というのは個人的企業ではなくて、構造的・経済的・政策的な問題が背後にあるのだから、UIMあるいは教会はそういうところに着目する必要があると思います。

第三にUIMは、労働運動の主体はあくまで労働者であることを確認し、牧師・教職者のための労働運動ではなく、教会に日曜日に通ってくる普通の信徒のための労働運動を展開しなければなりません。

今、UIMは、青少年と若い女子労働者を中心に運動しており、それはそれぞれ大変重大な問題ですが、韓国の労働者の平均年齢が三六才であるということを考えても、将来的には三十〜四十代の壮年労働者の問題が重要になるでしょう。

以上のようなことをすべてできなくても、特に最後に指摘した壮年労働者の問題はUIMおよび教会が必ずたずさわらなければならぬ問題です。

労働者が社会的捕虜から脱して、真に労働者としての人権が確立されるように力をあわ

協議会5

産業発展と公害

延世大学公害問題研究所々長

権肅杓
クオンスワクピョ

人口増加・都市化・産業の発展そして無秩序な消費の増大が自然資源の枯渇と環境悪化を促進しております。

現代の産業技術は能率と経済性だけを追求し、大量消費を強要していますので、生産のための資源の浪費と、煤煙・有毒ガス・粉塵・廃水・固形廃棄物の排出が増大し、その上、消費後の都市の廃棄物まで大量排出しております。

一方、都市化の現象は暖房施設から出る煤煙・住宅からの下水と汚物、自動車の排気を集中的かつ大量に排出しております。これらの廃棄物が限定された自然の空間に無秩序に放出されて、大気・土壌・海水の質を悪化させ、生態系の秩序を破壊し、動植物の生存・人間の生命と健康を脅かしております。

生物は与えられた環境条件に高度に適応し

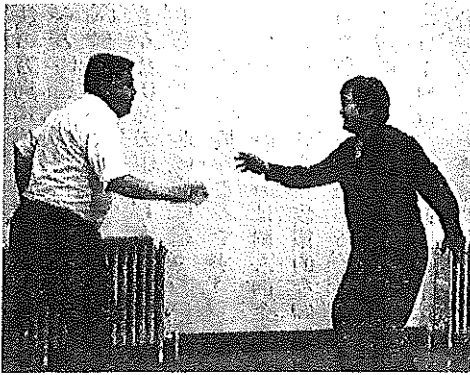
せていきましょう。

ているために、些細な大気・水・土壌等の汚染により、滅種されたり発育が減退されたりします。すでに世界の全地域では甚しい大気汚染により呼吸器病の患者と死亡者が増加しており、極端な例としては一九五五年十二月に英国のロンドン市で一万二千名が死亡した例をはじめとして、日本の四日市市、ニューヨーク市、ドララス市等で、暖房と産業工場から排出する煤煙により甚しい大気の汚染をおこし、数百名が死亡しましたし、現在でもわが国の各都市と工場地帯から出る大気汚染は更に甚しくなっており、呼吸器疾患がひろがっております。

大気汚染は住民の健康に被害を与えているだけでなく、農産物・山林と街路樹にも莫大な被害を与えていて自然の破壊を誘発しております。

都市の下水・産業の排水・農耕地の流下水は河川・湖・海に流れて有毒な重金属・中性洗剤・酸とアルカリ・廃油・農薬・熱水が水質を悪化させており、このような汚染物が水中の生物を減種させ、また水産物とか農産物に有毒物が吸収蓄積され、人畜にも被害をもたらして来ており、農地に有毒物が蓄積され、農耕が不可能になる例が増加しつつあります。

一九五三年から日本の九州水俣市では工場排水により一九六二年までに二二一名の有機水銀中毒患者が発生し、そのうち約六〇名が死亡しました。また、それらの中毒患者のうち二二名の胎児性有機水銀中毒患者が含まれております。一九六一年にも日本の富山県神通川流域で鉱業排水のために三二〇名のカ



夜の交流会で踊る趙承赫氏。左は伊藤。

ドニウム慢性中毒患者が発生し、世界をおどろかせました。

一八九二年に発生したハンブルグ市のコレラの爆発的流行は約一万二千名の患者と約八千名の死亡者を出しましたが、その原因はエルベ河の汚染でした。

最近、世界各地で多くの死亡者を出している農薬中毒は食糧増産のために毒性と残留性が強い農薬を大量に散布することにより天敵が減少し、害虫の耐性が大きくなり、もともと毒性が強い農薬をもっと多量に、もっと頻繁に散布する結果だといえます。農薬の被害は農水産物にも及んでおり、それにより農水産物の斃死・減少が各地域にあらわれています。また、農作物・水産物の有害化は人や家畜に急・慢性被害となつてあらわれ、奇形・発ガンそして遺伝的変異までも誘発する危険性があります。

このような公害は経済発展の副産物であり、環境を度外視した生産科学技術から誘発され

ました。ですから、能率と物量を主とした経済が発展すればする程、消費はより増大し、公害はより深化されると予想することができます。

自然の資源には限界があります。現在のよ

うな消費が持続される限り、浪費と環境汚染ですべての自然資源は枯渇され、生物は生存することのできない状態に到達することは明らかです。自然を保存し資源を適切に管理するために、環境の価値を認識させる新しい教育と、環境を保有するための技術開発・社会制度の定立が時急に要請されます。そしてすべての生産技術・開発・消費物資は、今後、それにより発生する環境への影響を未然に防止するために再評価されねばなりません。

開発とか産業発展には大部分の場合、予測できない環境の変化がともなうため、これを最大限に防止し、人間の生活環境の保全を発展と調和をもって維持しなければなりません。

協議会 6

日本の公害問題—川鉄の公害輸出を中心として—

楠利明

はじめに

私自身これまで特に公害問題と取り組んで

きた訳ではないので、発題者としては全く不
 適当な者ですし、問題の重大さを考えあわせ

ると、荷がかり過ぎるという他ありません。しかし、私も一員に加えてもらっている集まりが長い間川崎製鉄の公害輸出問題を扱ってきており、今日はその方々から伺った話を私なりにまとめ発表し、発題に代えさせていただきます。と思っています。

第二次大戦後の高度成長経済が必然的に生み出してきた公害は、60年代の中頃に入り全国各地で問題とされることとなった。19世紀の終り頃（明治時代）には既に公害被害が指摘されていたが、その種類・汚染地域・被害の規模等の点で現今の状況とは比較にならない。即ちそれ程に現在は一般化した、ということでもある。

広域化する公害に対して当然各地で反対の声が上げられた。先づ直接に被害者とさせられてしまった人々の訴えがあり、そして公害地域住民による根強い反対運動がある。住民の関心と反対運動の盛り上りに対し地方自治体及び政府は、もはや、知らぬ存ぜぬで通したり、誘致企業の利益のみを優先させることが出来なくなっていた。企業との間に公害防止協定を結ぶ自治体が生まれたり、公害企業の進出を拒否するところなども、その結果として現われてくるのであるが、ここで簡単に国・政府がどう対応していったかを見てみよう。

「大気汚染防止法」が一九六八年六月制定された。この年はまた、産業排水が原因とみられていた重大な疾患を、国・政府が公害病と認めた年でもあった（注1）。ところでこの「防止法」は70年末に大幅改正され、翌71年6月と12月に、政令及び施行規則により更に強化された。規制の対象となる物質が増やされたこと及び硫酸酸化物の排出基準が厳しくされたことが特に注目される。

こういった流れの中から、71年7月1日、環境庁が新しく設置され、公害対策・防止策に当ることとなった。環境庁の新設により公害問題がいくらかでも片付いたというわけでは全くないが、このことにより公害の発生と国の関わりが公的に問題として提起出来るようになったこと、そしてひいては様々なながらも公害企業の側でいくつかの自主規制措置をとらざるをえなくなったこと、の二点はふまえておく価値があろう。

東京湾の東側に位置する千葉市は、北九州市川崎市等々と並び称される重工業都市である。川崎製鉄（以下「川鉄」と略）と千葉市とのつながりは、県と市との誘致により千葉製鉄所が創立された一九五一年二月に逆のぼる。（注2）以来25年以上にわたり千葉市民は、直接間接に川鉄から利益を受けている者も受けてない者も、共に、大気汚染を主とする公

害に苦しめられてきたのである。

現在この川鉄を被告とする公害訴訟（あおぞら裁判）が起こされている。原告の一人は言う、「（千葉）市議会の公害対策委員会を握り、市長を握り、千葉市の人口の7分の1を握って、もうとにかく圧倒的な位置を占めている川鉄（を相手に）、ややと反対の芽が出てきて、恐る恐る……やむにやまれず裁判にいったわけです。」（注3）

75年9月に第一回口頭弁論が開かれ、その時、被告川鉄側から驚ろくべき弁明を聞かされる。「公害の主要発生源である焼結工場は千葉に増設せず、フィリピンミンダナオ島に建設中の焼結工場をそれに代える」従って千葉市民が更なる汚染の可能性ということで騒ぐのはおかしい、という恥知らずな論法であった。この背景にあるのは、公害防止装置を規制通りに取り付けようとすれば費用がかかりすぎ、かといって取り付けなければ住民運動の反響をまぬかれない——それなら住民が声を上げられなくされているところへ行け、という単純かつ無責任な「公害対策」意識である。

歴史的に見てみると19世紀末にはすでに日本の鉄鋼業界はフィリピンから鉄鋼石を輸入する、という形で日比交渉があり、これは、フィリピンが米国の支配下にあった時代、戦

中（日本軍の占領下）、戦後と一貫して続いてきた。川鉄の前身川崎重工はこの恩恵に大いにあづかり「発展」していったわけである。

日本の企業がフィリピンと結びつきを強めるのはマルコス政権に入ってからで、その象徴的なこととして、マルコス大統領の強権による、日比友好通商航海条約批准がある（一九七三年十二月）。10余年間、民衆の反対によって批准が見送られ続けてきたいわくつきの不平等条約である。その批准とは即ち、

日本資本による本格的なフィリピン侵略の開始を意味した。早速年明けて74年1月7日、田中・マルコス会談が行なわれ、ここで川鉄のミンダナオ進出が取り決められた。8日後の10日、藤本一郎川鉄社長の渡比（73年10月、調達比率）が38%と低いこと」を不満として、島の焼結工場もこのツバロン製鉄所計画との関連において考えられていることであり、我々の関心・反対運動の焦点もそこに向けられねばならない。日本で操業できなくなった公害企業は既に各国に出かけている。公害企業と、それを抱えることにより利益を得る一部の支配者層とがこうして国境を越えて「協力」を推し進めていくならば、我々もまた我々の友とする人達と我々の協力態勢を築いていかねばならない。

さて、口頭弁論の席上川鉄のミンダナオ島進出を公けに聞かされた「おおぞら裁判」の原告団は、こうしてひとつひとつの事実関係を明らかにしていった。そしてこれは、経済協力に名を借りた公害輸出のものであると確信するに至った。ここにおいてひとつの大

きな前進があった。それは、「我々の町に造ってもらってはこまる、どこかへ行ってくれ」という論理を頭から受けつけなかったことである。即ち、千葉でダメなもの、ミンダナオでも、どこでも許されるべきではない、という理解である。「ミンダナオを第二の千葉にするな！」という彼らのスローガンにはその意味で明確な連帯志向がある。共闘する基盤がここにある。

76年5月に、ツバロン製鉄所建設案が公表されている。川鉄、ブラジル鉄鋼公社、イタリア鉄鋼公社の三社が共同出資してブラジルに造ろうというものである。これに対しブラジル産業界から、「製鉄設備の国産化率（現地調達比率）が38%と低いこと」を不満として、島の焼結工場もこのツバロン製鉄所計画との関連において考えられていることであり、我々の関心・反対運動の焦点もそこに向けられねばならない。日本で操業できなくなった公害企業は既に各国に出かけている。公害企業と、それを抱えることにより利益を得る一部の支配者層とがこうして国境を越えて「協力」を推し進めていくならば、我々もまた我々の友とする人達と我々の協力態勢を築いていかねばならない。

今年の夏までに、既に50人を超える公害患

者が千葉で亡くなっている。正確には殺されている。最大の公害源といわれる焼結工場がミンダナオに進出して、今後どれ程の人達を苦しめていくか、悲しい程に明らかでない。これに先立ち、工場建設のために詐欺同然で土地を追いやられ、都市スラムに行くしかなくなった漁民にしてみれば、それは直接には生活権・居住権の剝奪であったし、公害とは「大気を呼吸してはならず、水を飲んではずならず、戸外で目を開けてはならない」という倒錯した世界、生存権を根底から脅かすものであることは、日本でも海外でも、そして昔も今も変わりはない。

おわりに

ミンダナオ島における川鉄の公害被害の実状については触れないで来た。いろいろな団体・個人が既に詳細に調査しつつあり、入手可能であるとの事情の他に、公害問題を数値で論ずること自体、敵の術策に陥る第一歩だと信ずるからである。統計で論じはじめると例えば「本日の交通事故死一人」をいう表示を見て無意識に「今日は少ないな」と思ってしまう倒錯した世界に我々は否応なくひきづり込まれてしまう。そういった倒錯があるからこそ例えば「放射能汚染許容量・量」などという犯罪的な概念を許容してしまうよう

確信するに至った。ここにきてこの

なことになってくるのである。直接の原因が

交通事故であろうと汚染物質であろうと、ま

たナパーム弾であろうと、一人も「殺され

てはならないのである。自分が生きのこるた

めに（川鉄の進出）、他人を踏みつけ（住民

の強制退去・生産手段の剝奪・公害タレ流し）

にしてはならない、という単純な事柄に目を

開く必要があることを説かねばならない程、

公害企業の論理と倫理は逆立ちしてしまっ

ている。そして現に、明白に踏みつけにして

いるという状況がある限り、先づ我々は一時も

早く踏みつけることを止めさせる方に動くし

か手の打ちようがないではないか。

注1. 5月、イタイイタイ病 — 神通川上流

の三井金属鉱業神岡鉱業所のカドミウム；

9月、水俣病 — 新日本窒素肥料（現「チ

ッソ」）水俣工場のメチル水銀化合物・同

9月、阿賀野川有機水銀中毒（第二水俣病

とも呼ばれる） — 昭和電工鹿瀬工場のメ

チル水銀化合物、がそれぞれ原因であると

の見解を示す。

注2. 川鉄は、50年8月、川崎重工から製鉄

部門が分離独立する形で発足。

注3. 76年5月26日「川鉄のフイリ、ピンの公

害輸出を阻止する東京集会」での発言。

※資料は多くを反公害輸出通報センター、上

智大学山田研究室並びに千葉公害塾発行の

協議会7

あ い さ つ

韓国基督教会協議会総務 金 観 錫 キム グワン ソク

きのうの会議に他の用事と重なりどうして
も抜けられなかったため参加できずに申し訳あ
りませんでした。今日は少しお話しをするこ
とがあり参加しました。

それは今、UIM活動の中で最も重大なのは
UIMと教会の関係をどのようにつくって
いくのかという問題です。いくらUIMの実
務者が一生懸命、犠牲的に働いても教会の理
解を充分に受けているとは言えません。UIM
としては教会にUIM活動を理解してもら
うためにパンフレットを作製・配布する等の
ことやることがあると思います。

現在のUIMのもう一つの問題は、UIM
の実務者どうしの連合ができあがっていない
ということとです。これは人権運動についても
言えることです。私は、実務者の「所有観念」
のためであると考えています。
このことはUIMに対する外部勢力の圧力

ものに依りました。

よりももっと重要な問題です。〇〇がどのよ
うな活動をしたというような「所有観念」を
すてて、UIMの成果を労働者にかえてい
くことが今UIMの実務者に必要であろうと
思います。私はつらいことは言いたくありま
せんが、UIMが健全に発展するためにあえ
てこのような話をいたしました。

今逮捕されている私達の仲間のUIMの実
務者の三名が釈放されることを望み、UIM
がよりよい働きができるように望みながら私
のあいさつを終わります。



あいさつする金観錫氏

韓国都市産業宣教の発展過程と現状

基督教長老教会産業宣教委員会

イギユサン
李圭祥

韓国の都市産業宣教の現状報告を次のように分類し、お話ししようと思います。先ず発展の過程をお話しし、都市産業宣教の功績と誤り、そして歴史の意味を話すことによって現場と現状を報告しようと思います。

一 発展の過程

韓国の都市産業宣教の発展の過程を段階的に規定することは、宣教の内容や方法などを見て、時期ごとに同じ面が共に混合しており、時代的区分をするのは非常に困難です。けれども、便宜上三段階に区別してみれば、以下ようになります。

1 初期（開拓期）——一九五七——一九六七年

初期の段階は開拓期、または産業伝道期と言えます。全国民の八〇%以上が農民であった当時の産業構造は、都市周辺に新しい工場

公式的な派遣以外にも、一九五九年清州の工場に働いているキリスト者数名が、工場生活の中でキリスト者としての姿勢を保つために、バン・オクスンという女子伝道師を迎えて礼拝をもち、それに清州市内の牧師たちが連合して支援することになりました。

A イエス教長老会

一九五八年四月——イエス教長老会女子伝道

会全国連合会において、カン・ギュンス伝

道師を永登浦地域に産業伝道師として派遣。

一九五八年——清州にてバン・オクスン伝道

師（女）。

一九六〇年——大田にて金フンファン伝道師（女

B 聖公会

一九六一年——フンジンジ岩鉞にて、フンジン

聖公会のハ神父。

C 監理教

一九六一年九月——仁川産業伝道委員会組織。

これは、仁川などの西地方の韓国機械、フ

ンファン紡織の二つの工場で、昼食時間

を利用して礼拝をしきながら、二人の牧

師を中心に組織された。

D キリスト教長老会

一九六三年——李国善牧師が仁川大成木材の

厚生部長として就任。

がだんだん建設されると共に、すべての生活構造に少しずつ変化が起こり始めました。それについて伝道の面においても、このような社会変化に対応して工場を訪問する牧会者が現われはじめました。これを産業宣教の発芽期だと見ますが、特に一九五七年を初期の始まりの年だとする理由は、この年に「労働社」の救いを目的としたカトリック労働者たちの宣教活動」として、カトリック労働青年会、カトリック労働壮年会が組織された年であるためです。

これに対して、プロテスタント側では、一九五八年に、米国の連合長老教会海外宣教部のアジア地域産業伝道担当牧師であるヘンリー・ジョンズ牧師の韓国訪問を契機として、イエス教長老会女子伝道会全国連合会において、その年四月にカン・ギュンク伝道師を永登浦地域の産業伝道師として派遣したのが、最初の公式的な産業宣教でした。このような

E 救世軍

一九七五年

F 勤労伝道会

一九六二年李チュウォン牧師が始める

G 都市宣教会

一九六八年—延正大学都市問題研究所で都市宣教実務者訓練養成。

以上のように教团的に宣教活動機構が組織され、地域としては、ソウル、仁川、黄地、釜山、大邱、大田などにて仕事をすることになりました。そのうちに一九六四年七月、韓国産業宣教協議会が連合して組織されてから、宣教活動が軌道にのり始めました。この時の宣教活動方法と内容を見ますと、教会が中心になって教会伝道の延長として深い所に網を投げる作業でした。産業社会の中の礼拝、教育、平信徒グループ活動など、礼拝中心的なものが多く、対象も経営者、労働者を含んでいました。

宣教活動の方法としては、工場内での伝道用パンフレット配布、工場内での礼拝、奉仕活動、相談などであり、このような伝道活動を通して、いくつかの重大な事実を見出ししました。

a 礼拝または伝道用パンフレット配布が、

労働者の生活の中に深く感動を与えることができないのでなく、逆にキリスト教に対する反感を抱かせていたという事実。

b “福音”に対する新しい理解をしなれば、教会が与える福音の内容が労働者たちに聞き入れられないということ。

c 教会と産業宣教との間の広い距離を発見して、教会の現存が、生活の現場と過程で生まれる事件と問題をすぐに課題にするという自覚。

d 聖俗に対する新しい理解をしながら、労働者の問題を労働者自身が解決することができるような、労働者の自己意識の必要性。

2 中期段階（産業宣教転換期—一九六八—一九七二年）

一九六八年度のEACC・パンコック会議において、産業伝道（Industrial Evangelism）と、都市産業宣教（Urban Industrial Mission）と直したのと時を同じくして、韓国産業伝道の機関も産業宣教という名称に改められました。

このことは名称だけでなく、以後教団や教区が直接宣教活動に出かけるという組織はだんだんなくなり、現場中心の宣教委が組

織され、実務者の資格も現場経験のきびしい訓練を通してのみ認められるようになり、各現場の実務者の連合戦線を形成しました。一九六八年度に、都市貧民のための宣教の必要性を憶えて延世大学都市問題研究所が発足し、都市宣教の実務者を訓練、養成、輩出し、一九七二年韓国都市宣教連合会が組織され、“韓国産業宣教連合会”、“韓国都市宣教連合会”、“カトリック労働青年会”、“学生団体”、“教会青年団体”が連合して、現在の「韓国教会社会宣教協議会」の発足に到りました。

この時期は、初期段階の産業伝道の経験と評価に立って、新しい転換をもたらすことになりました。それまでが神のみ言葉をどのようにして労働者に宣べ伝え、どんな方法で彼らを教会に導くかということにすべての関心を注いだのとは反対に、労働者の問題と事件をさがして、いっしょに心配し、いっしょに解決する方法を探し、労働社会の中の課題と貧民地域の問題を、都市産業宣教の課題として受け入れるようになりました。このようにして、人間の尊厳と人間化のための教育的役割を強調し、神は、教会を通してだけでなく、世俗社会を通して働かれているという確信が

がなされるようになりました。

この場合の方法としては、

A 弱者の側に立つということを広く知らせ、労働運動に参加するようになった。労働組合指導者教育を通して、指導者の養成と労働組合の組織、そして権益保障のための活動。

B 労働者の経済的自立と民主主義の訓練のための信用協同組合運動。

C 都市貧民の問題解決は、おのおのの力によってなされるようにするために、住民による組織の方法を使用 (Community Organization)。

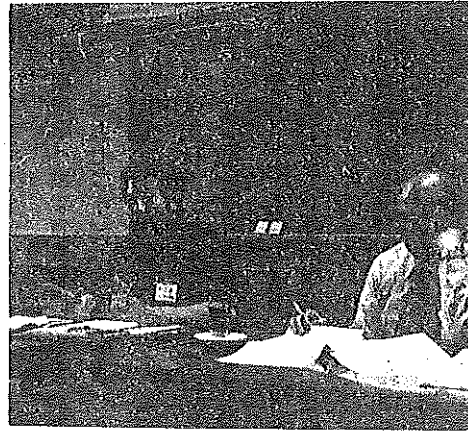
D 労働者である指導者と都市貧民地域の住民の中に指導者を深し、彼らが働けるよう教育し、協力すること。

E 労働者と都市貧民の権益保障のための直接または間接的な厚生。例として撤去民対策委員会の設立。韓国毛紡の労資紛糾に対する産業宣教チームの直接関与。

F 社会科学的方法論への新しい理解。

G 教会伝道の延長としてでなく、都市産業社会に向かう宣教的使命の遂行のための都市産業宣教の専門的実務者養成に主力をおく。

以上のような方法を通して得たいくつかの結論は、次のようなものである。(1) 労働者



報告する李圭祥氏

い。

3 現在(位置確保期または受難期、闘争期——一九七三年(現代))

この時期を、私たちは受難期と呼んでいます。なぜならば、一〇月維新以後、都市産業宣教実務者の大部分が、一、二回監獄に入れられたり、警察に連行され、調査を受けたりし、警察の監視と尾行の対象にならなかった実務者はひとりもないからです。例を上げてみますと、(1) 七三年四月、内乱陰謀罪として拘束された大部分が、首都圏特殊宣教委員会(現在の韓国特殊地域宣教委員会)の実務者と学生です。(2) 七四年一月緊急処置一号を犯したのも、みんな都市産業宣教実務者です。(3) 現在も、イン・ミンジン牧師、イ・ヘハク伝道師の拘束などの実例がよく語られていきます。

このようなことがどうして起こるのでしょうか? 労働者、貧民の問題を構造的側面から見る実務者たちの宣教的姿勢と熱情が、国家安保と国民総和という点において問題になるというように誤解されているためだと思います。このような現象のために、七三年度以後から受難期と見るものです。以上のほか

にも、

a 各地域の経営者の会による都市産業宣教の浸透に対する対応会議と都市産業宣教に
関連した労働者に対する迫害。

b “政治神学の論理と動態” “産業宣教は何をねらうのか？” “産業宣教はこうだ” という題目の図書が官公署の積極的な支援のもとで配布され、都市産業宣教の実務者を容共視する。

c 七六年五月、首都圏特殊地域宣教委員会の実務者と関連した住民を対共捜査課に四〇余日間も収監したことなど。

数多くの拘束と投獄と尾行と集会妨害とやぐざたちによる産業宣教事務所占拠などが受難期であることを語ってくれています。同時に、われわれはこの時期を闘争期とも呼びます。このような受難の中でも、われわれはわれわれの宣教的使命を遂行しておりますし、この期間、多くの都市産業宣教会が労働者と貧民の事件に、直接または間接に関連されているからです。

いまでは、都市産業宣教が韓国教会だけでなく社会的にも好むと好まざるとにかかわらず、ある位置を確保していることを感じます。このような発展の過程をへる中で産業宣教は、

教会と社会の中でどんな成果と誤りを残してきているでしょうか。

二 功績と誤り

1 功績

- (1) 労働者と貧民のための教会設立（同人教会、仁川労働者教会、ファルビン教会、荒野教会、同月教会、愛の房教会、ひとつの芽教会、カルバリ教会、希望教会、韓民教会のほかに七八年末まで三、四ヶ所の新設教会計画）
- (2) 伝道活動（例、七四年度に同人教会の延べの礼拝参加者人員が一万八三五二名、仁川労働者教会が二九〇〇名、カルバリ教会が五四〇〇名）。
- (3) 福祉活動
- (4) あらゆる種類の労働者と貧民のための教育（七四年度総計、一四〇〇余回に八万余名参加）。
- (5) 労働組合組織（七四年度、労働組合総連盟傘下二万余名の労働者が労働組合を組織したため、都市産業宣教に直接または間接に協力する組織内の組合員数が一万六〇〇〇余名にいたる）。
- (6) 労働者と貧民の権益保障活動（七四年度の場合五四件）。

2 誤り

- (7) 既成労働組合の健全な育成と協力。
- (8) キリスト教に対する新しい理解を、知識人、学生、労働者に与えた。
- (9) 民主主義のための努力に寄与。
- (10) 民権運動に寄与。
- (1) 一五個の地域委員会が韓国都市産業社会の全体的問題を度外視して、あまりにも自己中心的ではなかったか（この評価は、非キリスト者の言葉）。
- (2) 都市産業宣教の熱情のために、労働者や貧民の主體的自発性を喪失させてはいないか。
- (3) 全教会の幅広い理解と支援が必要なのに、なぜ教会の理解をもらえないのか。

三 歴史的意味

このような都市産業宣教は、韓国の歴史と教会史の中で、どのような意味をもっているでしょうか。

(1) 韓国の近代化の流れの中で非人間化されているすべての要素と、苦難の中から脱出しようとする出エジプトの役割。

(2) 都市産業宣教の実務者の苦難と犠牲を

通して、キリストの証言が宗教と愛と環境と努力を超越して多様に波及された。

(3) 西欧の神学でなく、韓国神学樹立の実証的証人として生きていこうとして努力している。そして、韓国の土壌の中に深く根を下ろそうとしている。

(4) 解放以後、政治と野合してキリスト教の威信を二重人格に転落させ、金持ちと野合して民衆を疎外させたキリスト教の威信を新しく回復し、尊敬をもたれるようにしている。

(5) キリストの苦難に対する神学的理解を体で感ずることができた。

四 宣教現場と現況

1 都市産業宣教機構

- ① 仁川都市産業宣教（基督教長老）
- ② 基督教都市産業宣教会（仁川、監理）
- ③ 永登浦都市産業宣教会（イエス長老）
- ④ 永登浦都市産業宣教会（監理）
- ⑤ 京水都市産業宣教会（監理）
- ⑥ 東ソウル都市産業宣教会（監理）
- ⑦ ソウル東部都市産業宣教会（監理）
- ⑧ 韓国特殊地域宣教会（BCC）
- ⑨ 監理教都市宣教会
- ⑩ 清州都市産業宣教会（イエス長老）

第一表 実務者全体の数と地域的現況

地域別種別	ソウル	安養	仁州	清州	龜尾	釜山	濟州	光州	その他	宣教師	計
産業宣教	24	2	8	2	2	1		2		1	42
都市宣教	9						1	1	4		15
計	33	2	8	2	2	1	1	3	4	1	57

注1. 都市産業宣教の専任実務者だけを記す。

注2. JOCの場合闘士が全国に5,000名

注3. 各機関ごとにボランティア実務者又はパートタイマーがおり、その数約40名。

第二表 教団別実務者の現況

教団別種別	カトリック	監理教	イエス教長老会	基督教長老会	その他	計
産業宣教	4	14		10	14	42
都市宣教			5	1	9	15
計	4	19		11	23	57

第三表 実務者の実務経歴

年数	2年以上	3年以上	5年以上	7年以上	10年以上	計
人数	31	6	4	7	9	57

- ⑪ 光州都市産業宣教（基督教長老）
- ⑫ 龜尾産業宣教（イエス長老、基督教長老）
- ⑬ 釜山都市産業宣教会（基督教長老）
- ⑭ 基督教長老教会産業宣教会
- ⑮ J・O・C（カトリック労働青年会）

- ⑯ 産業問題研究会
- ⑰ クリスチャンアカデミー
- ⑱ 延世大都市問題研究所
- ⑲ 勤労者伝道会
- ⑳ 韓国教会社会宣教協議体

2 実務者全体の数と地域的現況

第一表参照

3 教団別実務者の現況

第二表参照

4 実務者の実務経歴

協議会9

「韓国で学んだこと」
（閉会礼拝説教）

ロン・藤好

第三表参照

※ 都市産業宣教は二十年の歴史をもっている。その間、都市産業宣教実務者として働き退職した実務者の数が五十名をこえる。現在二名は海外留学中、二名は拘束中、そして一名は逃亡中である。

文益煥先生はその時、警官隊によって便所にほうりこまれた十字架を自らとりだし、洗って頭の上にかかげました。

文先生はこの「事件」以来、運動を外からみるのではなく、直接かわりだしたのでした。昨年の「三・一言」の署名者に加わったのもそれからあとのことです。

クリスチャンにとって聖書を勉強してから貧しい人を助けるといふのは、必要なことではありません。貧しい人と出会う時、貧しい人々と共に運動している時に神に出会います。これがクリスチャンです。

私はこのような信仰を韓国から学びました。

私は韓国から多くの事を学びました。今日はそのひとつをお話したいと思います。文益煥先生は有名な神学者ですが、文先生は貧しい人々と出会った時、ほんとうにクリスチャンになったと言っています。貧しい人々と出会った時、神さまと出会ったと言っています。

文先生は韓国神学大学を解職された時他の先生と一緒にガリラヤ教会を作りました。このガリラヤ教会はエリートが集まりでしたが、ガリラヤ教会のメンバーは、ほんとうにきた

ないスラムの中にある李圭祥牧師らのしているサランバン教会と交流をもつようになり、次第に兄弟のような関係になっていきました。ガリラヤ教会の人がスラムのサランバン教会を訪ねることになっていた前日に、交流を妨害するために、警官隊がサランバン教会にやってきて掘立小屋のような教会をつぶしました。十字架もこわして便所にほうり込んでしまいました。

それでもガリラヤ教会の人たちはサランバン教会へ行き、そこで共に礼拝をしました。



1978. 4. 17. 清州ハンスト支援の集會に参加した文益煥氏（ヒゲの人）

協議会10

日本・韓国 UIM 協議会合意書

日韓両国のUIM(都市産業宣教)委員会は、1978年5月17日より19日にわたって、韓国クリスチャンアカデミー・スウォン社会教育院においてUIM協議会を開催した。この協議会は、両国NCCが過去4回にわたって重ねてきた教会協議会の内実を引き継ぐものであり、また、より具体的、専門的分野である都市産業社会にあって働いている両国教会の宣教実務者の集まりでもあった、という点で意義深いものである。

私達日韓UIM実務者のうち、日本代表については5名がビザの関係で、また韓国代表についてはイン・ミョンジン牧師が拘束により、イ・チャンボク先生は検事局による尋問のため、それぞれこの協議会に参加できなかった事実を私達は遺憾に思うものである。

私達日韓UIMは、現代における都市産業宣教の課題として、多国籍企業、労働、公害等の諸問題を中心に、両国のかかえるいろいろな問題に関し、経験交流を通じて忌憚なく協議ができた。

日韓UIMが現実的な課題としている次の事柄に対して私達は深い関心をもち、協議し、この問題の解決のため両国UIMは最善の努力を払うこととした。

1. トンイル(東一)紡織工業KKにおける労働者の集団解雇事件と、それにとまなう労働者拘束事態。
2. ヨンドンボ(永登浦)UIM実務者であるイン・ミョンジン牧師の拘束と、同UIM信用組合事件。
3. 日本の釜ヶ崎における労働者たちの困難な実態。
4. チョンジュ(清州)UIMで断食している労働者、農民たちの実情等々について。

また一方、私達の都市産業宣教は、都市化工業化する社会にあってイエス・キリストの命令に従い、人間の救いのために宣教している活動であるにもかかわらず、韓国においては現在、そういった私達の活動を当局者は誤解しており、そして一部の意図的な人達は私達の宣教活動を共産主義活動云々と中傷しているが、このことに対して私達実務者は、それらがん迷な諸氏に強く抗議すると同時に、このような宣教活動の妨害に対しては今後とも強力に対処する旨協議し合議した。

此度の協議会を通して私達は、日韓両国教会の直面する宣教的課題に関し、より具体的、実際の、専門的な協力を推し進めるため、(仮称)日韓UIM協力委員会を組織した。両国UIMの将来の発展のため、相互に緊密な関係を保ちつつ、具体的実際の諸問題に対して、キリストにあって強い連帯意識をもって相互に協力する事を決意した。

1978年5月19日

韓国・スウォン

日本・韓国UIM協議会

多国籍企業について

—日本と韓国の場合—

小柳伸顕

（ビザが発給されなかつた小柳が協議会で報告する予定であつたものである——編集部）

はじめに

ここでは、多国籍企業一般を問題にするのではなく、日本と韓国との関係で多国籍企業について考えていきたい。

多国籍企業を要約すれば、資本の輸出といふことにまとめることが出来る。資本を受け入れる方から言えば、外資導入ということになる。したがって、日本と韓国間の多国籍企業の問題は、日本の外資が韓国の中でどんな役割、どんな結果を生み出したかを明らかにすることにあり、韓国側から言えば、外資導入は、韓国の人々、とくにその外資系企業即ち日系企業で働く労働者にどんな結果をもたらしたかを明らかにすることになる。

ただ方法として、理解を助けるために、単に韓国の例のみならず、広く東南アジア諸国の場合や香港、台湾の例をも持ちだしたい。

1 韓国の外資導入

外資導入の目的は言うまでもなく、国内資

本の不足を外資によって補い、(一)高度経済成長を達成する (二)経済の自立化をはかる (三)重化学工業化をはかるといった韓国の経済政策と深く結びついている。もっと端的に言えば、重化学工業政策のために外資の手助けをかりると言うことが出来る。

韓国の外資導入についての歩みは次の通りである。

一九六〇年 外資導入促進法

一九六二年(イ)外国借款支払保証に関する法律。

(ロ)資本財導入に関する特別措置法。

一九六六年 外資導入法。

一九六九年 IMF勧告により外国人投資をうけ入れる。

一九七〇年 外資導入のための法律の整備

一九七三年 外資導入法の改正。

一九七四年 外資投資基準の引きあげ。

この年表からも理解できるように、外資に対して積極的な政策がとられたのは一九六〇年代に入ってからである。

とくに、一九六六年の外資導入法の成立は重要である。一九六五年の日韓条約と深く関係している。極論すれば、日韓条約が、一九六六年の外資導入法を必然的に生み出したとも言える。というのは、外資つまり日本資本の韓国進出(侵略)を前提にしたとき、はじめて日韓条約に言う「韓国の安全は、日本の安全」という意味が明らかになる。日韓条約を熱心に促進した人が、言うまでもなく、あの朝鮮戦争でその資本と企業を大きくした人たちであることを考え合せると、「韓国の安全は、日本の安全」の意味は、韓国の安全こそが、日本の進出企業あるいは投下資本にとって不可欠だということであつて、韓国人々の平和を願つての発言では決してない。

2 外資導入

なぜ日系企業は韓国に進出するのか。換言すれば、外資導入には、どんな特典があるのかということにもなる。

その前にまず、韓国の外資導入法に言う「外資」についておさえておきたい。

外資導入法では、次の四種類の事柄を外資

と考えている。つまり、多国籍企業というときと韓国では、これら四種類の要素の一つでもが企業に関係していれば、外資導入ということになる。もちろん、外国資本（日系資本）それ自体は言うまでもない。

- (一) 外国人投資
- (二) 技術導入
- (三) 現金借款

(四) 外国人からの資本財投入——商業借款
さて、これらの外資に対してどのような特典が用意されているだろうか。もちろん、外資といえども資本の論理が貫徹されないところへは、のこのこ出かけていかない。うまみがあればこそ、海を越えて行くのである。韓国では次のような事が、特典とされている。

(一) 合併投資事業の優先、租税上の特典。
つまり、日系資本と結んで企業を起す場合には、他のどれよりも優先するし、また税制上の優遇もつけられることだ。たとえば、馬山輸出自由地域へ入進出した企業などはこの特典に十二分に浴している。

(二) 投資手続きの簡素化——民族資本を育てようとするれば、表面的に外資導入を言っても厳しい条件で、投資を実質的には不可能にするものである。

(三) 租税の特典 (四) 出資金の回収の保障
一言で言えば、外資を投下した場合、いろいろ得なことはあっても決して損はさせませんという保障になる。

ここまで言われたら、資本を投下しない方がおかし。日系企業が、指をくわえてじつとしていくことなど考えられないということである。

その証拠は、日本の資本投下をみれば一目瞭然といえよう。パーセントは、外資にしめる日本資本の割合である。特にオイルショック以後の急激な成長は、驚きよりも、韓国人にとつては「恐怖」でなからうか。

- 一九七〇年 二四・二パーセント
- 一九七二年 六八・五パーセント
- 一九七三年 九四・〇パーセント

さらに、技術導入については、一九六二年から一九七三年までは次の通りである。

- 日本、七〇・五％、次いで西ドイツ 二一・九％と、これまた日本が群を抜いている。
- しかし、最近では、日本の技術導入のえげつない結果に対して、ヨーロッパの技術導入へ切りかえている傾向もある。

さて、外資の規模はどうであろうか。日本の投資規模は、一件あたりでみると、アメリカ、西ドイツに比して一段と低いことがわかる。これはまた、日系企業の多国籍企業は、中小企業が多いという証拠でもある。この意味についてはのちほど説明する。

- アメリカ 一件あたり 一六三万ドル
- 進出企業総数 一二二件
- 西ドイツ 一件あたり 九三万ドル
- 進出企業総数 一〇件
- 日本 一件あたり 六〇万ドル
- 進出企業総数 七八四件

ところで、どんな種類の企業、すなわちどのような部門への投資が行われているだろうか。次のパーセントからもあきらかなように労働集約的業種に集中しているといえよう。

- 一 繊維部門 一九・五％
- 二 観光部門 一六・九％
- 三 電機部門 一六・一％

上位三位で五二・五％と半分以上をしめている。この労働集約部門への進出もさきにつれた中小企業部門への進出と深く結びついている。

3 外資導入の特典は日系企業——日本の資本投下に何をもちたか。

日系企業（日系資本）は、外資導入の特典

を十二分に利用し、まず、工場を建設し、原料材や部品や半製品を輸入というかたちで無税で導入し、低賃金で最終加工し、輸出というかたちで日本へ持ちかえり、日本で販売するということをして来た。つまり、韓国を低賃金目あての徹底した下請け工場としてしまったことである。したがって、日本では成立しないような中小企業が、韓国へ進出することにより、「立派に再建」されている。たとえば、職業病で組合の追求にあつた宇山カーボンは、日本の工場を閉鎖して韓国で操業をはじめた。したがって、日系企業の中には、外資導入法を逆手に利用し、韓国企業以下の劣悪な条件で労働者を働かしている場合も少なくない。

一方、一九六七年以来、進出した繊維部門の企業は、良質で安価な労働力を外資導入下の好条件にまもられ莫大な利益をあげることができた。その賃金は、香港に比して約半分、日本に比べると約四分の一とさえ言われている。日本の繊維不足にもかかわらず、大手企業が倒産しなかったのは、主として東南アジア・韓国への進出の結果である。

繊維部門の韓国における日本企業の売上げは次のとおりである。

会社名	七三年	七四年
帝人	三九〇〇万ドル	五五六六万ドル
東レ	二五〇〇万ドル	三五〇〇万ドル
東レ三井	二五〇〇万ドル	三〇〇〇万ドル
東レ三井三井	二二五〇万ドル	二七〇〇万ドル

繊維部門が低賃金に支えられ莫大な利益をあげたかは、日立電線が、三一六一万ドル（五年）や三洋特殊鋼・丸紅の二五八二万ドル（七五年）と比較すれば理解できよう。

少々、数字だけで説明してきたきらいがあるので、資本家の証言をきき、それを裏付けてみたい。

一九七三年、馬山輸出自由地域にミツミ電機は、資本金二一〇〇万円全額出資の韓国三美を設立した。ミツミ電機は、経営不振から海外進出により再建をはかったのは、一九六四年の香港進出以来である。当然、海外進出、多国籍企業となるためには、国内の組合を弾圧して合理化を強行し、労働約束部門を低賃金の香港、台湾、マレーシア、シンガポールの工場で生産する。韓国進出もその一環である。

四分の一から五分の一です。人件費が、総売上げに対してどれくらいを占めるかといいますが、だいたい二五パーセントです。これを四分の一から五分の一にすることができると（注、つまり人件費が総売上げの六パーセントから五パーセントですむ。多国籍企業の本音がよく語られている。）

この本部社長の話から推定できるのは、日本国内での五〇〇〇万ドルの売上げと韓国での五〇〇〇万ドルの売上げは、比較すればその利益がどんなものか、その人件費の比較かわかる。帝人を例にとってみれば、日本で五〇〇〇万ドルの売上げに対して、人件費は一二五〇万ドルとなるが、韓国等の場合、六パーセントと見積っても三〇〇万ドルとなり、実に人件費だけで九五〇万ドルもの利益があることがわかる。恐しい数字ではないか。ここに、資本輸出の一つの顔がある。

4 外資導入と労働者

最後に外資導入下の日本と韓国の労働者の関係について考えて終る。

一九六〇年の高度経済成長期に、日本の労働者は、資本輸出つまり、合理化と十分たかえなかったことが、今日の結果を生み出している。一九六五年、日本の労働者は、ベ

トナム反戦に声をあげたが、日韓条約反対の声をあげることはできなかった。その結果、労働集約部門が国内の高賃金の下請けから韓国等の低賃金の国へ、また公害に反対する市民運動のほこ先を企業告発へとむけるかわりに、東南アジアや韓国へむけてお茶をにこした。その端的な例は、川崎製鉄のフィリピン・ミンダナオ島の焼結工場進出の件である。あるいは、韓国における富山化学や日本化工の例をあげることができよう。

一方、韓国の労働者は、「総力安保」下では、すべての権利を奪われ、外資系企業（馬山輸出自由地域では、企業の七〇パーセントが日系）のもとで、低賃金、劣悪な労働条件で働かされた。しかも、団体交渉権、団体行動権は勿論のこと、団結権、組合結成さえ許されなかったのである。

ここには、同じ労働者とは言え、深い断絶のあることを認めなければならない。しかも、その溝は、戦前の植民地時代のものだけではなく、一九六五年以来、再度形成されたという認識が必要である。日本の労働者が、高度経済成長下で次々に合理化闘争に敗れたこと、今日の韓国労働者の現状とは決して無関係ではないように思う。

参 考 文 献

- 一、隅谷三喜男『韓国の経済』 岩波新書 一九七六年
- 二、日韓関係研究会『日韓関係の基礎知識』 田畑書店 一九七五年
- 三、日本労働協会編『わが国海外進出企業の労働問題—韓国』 日本労働協会 一九七五年
- 四、別冊季刊労働運動『アジアと日本の労働運動』 拓植書房 一九七六年
- 五、『七八年海外進出企業総覧』 週刊東洋経済臨時増刊 東洋経済新報社 一九七七年
- 六、『馬山輸出自由地域の実態調査』（『世界』一九七五年五月号）
- 七、社会政策学会年報『資本輸出と労働問題』 御茶の水書房 一九七五年

■日本側参加者紹介

- 荒川純太郎 大阪大正伝道所の伝動師、前K U I M事務局長、本年10月14日より3年間東マレーシャ・サラワクへ宣教師として派遣される。
- 土肥 陸一 神戸クリスチャンユースセンター館長、牧師、アムネスティ・インタナショナル神戸G幹事
- 飛田 雄一 神戸学生青年センター主事、むくげの会会員、在日朝鮮人の強制送還問題等にかかわっている。
- 伊藤 義清 武蔵野緑教会牧師、キリスト者ジャーナリスト協会幹事、「働く人」編集委員他。
- ジョニー・B・ウォーカー 来日8年目、神戸在住の宣教師、京都クリスチャンアカデミー委員。
- 楠 利明 日本キリスト教協議会（NCC）U I M担当幹事、今回の交流会には日本側の代表として参加。ご苦勞様でした。
- 大石 嗣郎 碑文谷教会牧師、NCC・U I M委員。
- ロン・藤好 ハワイ出身日系アメリカ人、神戸在住宣教師、在日大韓基督教会館委員、協議会後清州U I Mにたちよる。
- 菅原 勉 千葉のある大企業の労働者、京葉文化センター委員。
- (A B C順 飛田記)

資料5 清州UIMでのハンスト

(協議会に参加した清州UIMの鄭鎮東牧師より受けとったパンフレットのの一部を訳したものである—編集部)

A 反社会的新興製粉を 公害告発する

1 新興製粉は本社を清州市ネドクトン一六八番地に所在地をおき、会長・関チョルギ氏、社長である会長の息子・関ヒョンソク氏の名前で経営する企業であり、ソウルに営業部をおいて、仁川工場、大田工場、清州ユルリヤン工場、新興牧場、新興農園、新興人参畑、新興高等学校を経営しながら、生産品としては、小麦粉、製米、製麦、新興コチュジャン(とうがらしみそ)、新興ラーメン、新興人参茶、インジュミ、新興うどん等を生産しながら三二年の長い年輪をもつ忠清北道屈指の大企業です。

2 新興製粉は勤労者達を如何に酷使してきたか?

新興製粉は三二年という長い歴

史を歩んで来ながら勤労者達を年中無休で酷使し、勤労基準法は制定され公布されたものの法の恵みもなく、日雇労働者として月次休暇・年次休暇・有給休日是一日とてなく、中間搾取人を会社の重役に立てて、勤労者達を雇用しながら都給(請け負い)の名目で経営し、税金を勤労者の賃金封筒から二千八百ウォンを控除して、実際に税務署に納付するのは八百ウォンとして勤労者達の賃金を搾取しました。このような無法地帯で勤労者達は労働を提供しながら都給という下請けの下で酷使されながら、労組を組織するや中間請負い業者達は労組を破壊しようと二十万ウォンで分会長のイ・ワヌ氏を買収しようとしたが、イ分会長は一二〇名の勤労者の人権を二十万ウォンで売ることはできないと言

労働運動を正しく行なうや、新興製粉は中間請け負い業者を無くして直接雇用の勤労者を吸収して分会長を解雇させた。十一ヶ月の復職闘争の末に復職したものの十一ヶ月働けなかった賃金も受けとれず、恥しめを受けながら作業してきました。

一九七八年二月二六日、新興製粉労組総会の際、心ある勤労者達がイ・ワヌ氏の労組分会長出場を勧めるや新興製粉は一九七八年二月二七日まで作業をしていたイ・ワヌ氏とユ・ギョン Chol 氏外二名を予告もなしに二六日にさかのぼって不当な転職命令を下した。イ・ワヌ氏はくやしきはあるけれども仁川の工場に行つて働き、ユ・ギョン Chol 氏は他の会社に就職し、他の二名はユルリヤン工場に転出させ働かせるという非人道的な措置で勤労者を待遇してき

きた。

3 新興製粉の勤労者達が現在受け取っている賃金はいかほどか二十年勤続した者であれ、一年勤続の者であれ、基本給四万五千ウォン未満の賃金を受け取っているのが実情であり、彼等の家族数は平均五〜六名以上です。

4 新興製粉の現在の労使紛糾 (略—編集部)

5 都給(請け負い)は本当に正当なものだったのか? (略—編集部)

6 新興製粉は国民に何を如何ほど奇与したか?

新興製粉は三二年という長い歴史を歩んできた中で国民に奇与したところが無いとは言えませんが、奇与よりは損害を与えた比重がより大きいのです。

実例をあげると—

① 新興製粉は毎日、ほこりが七十俵の堆肥として捨てていたのを小麦粉のフスマに混合し、一日平均現時価で十四万ウォンの不当な利益を取得しながら経営したのであるから、七十俵ずつのほこりを国民に売りつけた事実。

② 新興製粉は小麦のフスマを一日に二千袋生産しますが、その小麦のフスマが出るコンベヤーに水道を装置して水を小麦フスマにかけながら、一日約七十余

俵ずつの重さを増やして市販した事実があります。小麦フスマがその日出荷されなければもちのかたまりになってしまおうと勤労者達はこれをコンベアに流し再びミキサーにかけて小麦粉に混ぜて国民達に売りしました。

水道装置は一九七六年席にイ・ワヌ分会長が公開するや撤去しました。

③ 新興製粉は小麦粉に人体に害になる炭酸カルシウムを一週間トラック数分ずつ混ぜて、不当な利益を得た反社会的な企業です。

炭酸カルシウムを何故小麦粉に混ぜるかという、炭酸カルシウムは漂白剤として四等品を三等品に、三等品を二等品に、二等品を一等品にするために使っていました。

炭酸カルシウムとは何か？

これは化学物質で辞典の説明によるとガラス・石けん・セメント・白ぼくを作る原料となっています。この炭酸カルシウムが小麦粉製造に不可欠なものなのかどうかは疑わしく、国民と

しての立場から保険上心配なので事実を公開し告発するものです。我々は新興製粉の小麦粉を買って食べないように努力しています。

④ 新興製粉は牧場で育てている牛が病気になるかと殺して市中で売りさばき、我々もその肉を食べたことがあります。

⑤ 小麦粉袋が破損すれば土と混ざり、また人が踏んだのは再び小麦粉に混ぜ合わせて小麦粉の中に入れて製造されている実情です。

7 清州都市産業宣教会の鄭鎮東^{チウジン}牧師は不当に解雇されたイ・ワヌ分会長が復職闘争中に、イ・ワヌ分会長は不当解雇されたのであるから復職されなければならず、分会長イ・ワヌ氏を会社側が二十万ウォンで買収しようとした際、イ・ワヌ氏は一二〇名の人権を二十万ウォンで売り渡すことは出来ぬと二十万ウォンを会社側につき返した頼もしい分会長であると声明を発表した、新興製粉から告発された鄭鎮東牧師は、清州地方法院一審と二審で懲役八ヶ月に二年の

執行猶予の実刑判決を受け、現在大法院に上告中です。

鄭鎮東牧師の一番裁判時に新興製粉の関ヒョンソク社長は、イ・ワヌ分会長は不当解雇されたものであると、判・検事達や数多くの傍聴人のいる中で是認する証言をしました。

8 全国化学労組・新興製粉労組は如何なる労組か？

新興製粉労組もそうであるように全国化学労組分所は、分会長や組合員が解雇されたり、転出命令が続出する時、勤労者の代弁人となることができず、企業主の気嫌を損ねまいと企業主の立場で、労組費だけ集めながら、企業主の召し使い役、組合員の圧力団体に転落してしまいました。

これが今日存在している労働組合運動の形です。

以上のように退職勤労者達は新興製粉株式会社の反社会性を公開告発しつづつ次のように我々の要求条件を建議します。

我々の要求条件

一、新興製粉は我々の退職金を即

刻支払ってくれること

二、新興製粉は一日七十俵ずつのほこりを小麦フスマに混ぜる過程を即刻中断し、市民の民幣(?)を即時中止せよ

三、ガラス・石けん・セメント・白ぼくを作る原料である炭酸カルシウムを小麦粉に混合するの即刻中止せよ

四、全国化学労組や新興製粉労組は組合員の組合費を集めるだけで企業主の侍女役を果たし、勤労者の抑圧団体に転落したことを即時悔い改めて労組本然の姿勢に即刻もどれ

五、労働庁や捜査機関は勤労者の正当な主張を勘案して彼らの怨みをすつきり解決することを要求する。

我々は何故、断食祈禱を

しなければならぬのか

私達は新興製粉で三二年間もしくは何十年も働いて退職金をもらえない十四名の労働者、その他、父親が土地を買って登記した後殴り殺されたにもかかわらず、父親

か小ま影集... (一審と二審で懲役八ヶ月に二年の... 一、新興製粉は我々の退職金を即り殺されたにもかかえらず...)

の死に対する死因究明もできぬままある力によって葬式をとり行わざるを得ず、土地をも再び奪われる破目になったもの、また、国の土地を買い登記までしたにもかかわらず再び国に奪われる破目になり法の公正な裁判を受けることができずにいるもの、チヨグワッ朝光?) 皮革で精魂こめて働き、正当なことをいったかどで不当に転出されたもの、そして、大成旅客交通事故のため片腕が完全に不具になったにもかかわらず補償を受けられずにいる者達です。

私達は以上の事件を解決するために一年四ヶ月もしくは一年以上、労働庁、検察庁、法廷闘争を血のにじむほどやってきました。憤懣やるかたなき心情を呼訴文に書き、実際にまた訴えもしましたが、我の訴えはどこか遠くの山の木の魂のようになってしまいました。皆さん、貧しくて学ぶこともできず、何も知らない私達は、権力と金力におどかされて、土地を奪われ、あるいは退職金も受け取れず着のみ着のまままで空いた腹をかかえて街頭に放り出される身とな

りました。我々はこれ以上何かを信じて、あてにして生きていけないという事に気付きました。誰もが、貧しい労働者達を心配してくれる所など何処にもないということを知りました。ヨリゴ通りで強盗に会った私達は、もうこれ以上殴られ、踏みつけられるばかりで生きていくことができず、この強盗達が悔い改めるまで断食徹夜祈禱をすることに、一九七八年三月十七日から断食を始め、我々の訴えが神の正義の門、愛の門に届き、開かれる時まで我々は衣の裾を絶対に放さないでしよう。

そして、本当に神の正義がこの地にすっきり根を下ろすのを見る地を信じて行動するつもりですから、この文章を読まれた皆様は何処でもよろしいから、共に祈禱して下さいるようにお願いながら、私達の訴えの内容を書いておきます。

断食祈禱題目

- 一、反社会的な新興製粉は一生働いた勤労者達に退職金を支払え、
- 二、朝光皮革は不当に転出させた

金ピョンハ氏を即時復職させよ、
三、農民・韓チヨンドン氏に土地を売っておいて再び奪った農地を国は返還せよ、
四、農民・朴チャンウ氏が金を払って買った土地を一日も早く登記できるように法官は公正に判決せよ、
五、大成旅客は片腕が不具になった朴ソンセ氏にそれに対する補償を即時に支払え、
六、法官は、土地を売っても登記も出さず、他人に名義を移転し、土地を買った人に登記を出してくれと頼みにいった張ウォルヨン氏を殺した申マンホを厳罰に処し、公正な裁判をしてくれるよう願う。

上の問題に対して神を信じるキリスト教徒の皆様は祈禱においても力を借して下さいようお願いいたします。

我々はこの問題が解決する時までひき続き断食するつもりです。断食者の氏名を明記しておきます。鄭鎮東、牧師、8月15日から

呼 訴 状

一九七八年三月十二日付の金ピョンハの訴え。彼は七四年五月より朝光皮革株式会社に働いていたが不当な転出命令をうけた。三月十七日より清州UIMでハンストに入った人の一人である。職場の事情、組合の状態等克明に書かれているが紙数の場合で省略する。

編集部

D
朝光皮革株式会社の不当転出させられた金ピョンハ氏復讐される
祈禱者一同の名で一九七八年四月十一日付で出された中間報告。紙数の都合で省略する — 編集部

E
憤懣やる方ない立場におかれた農民のための集案案内
一九七八年三月十七日〜四月十日、現在まで踏みじられた人権をとり戻すために三十日間、血のにじむ絶叫をしている苦難をうけた隣人（農民）のために、諸先生方をお招きして集会をもつ予定

ですから、この人々のくやしさが即ち我々の民族の苦難であるということを考えて、苦難に同参する思いで参席して下さいようお願い申し上げます。

講師
四月十七日 印明鎮牧師（永登浦 都市産業宣教）
十八日 金グワンヒョク神父（清州主教館）

二一日 安グワンズ牧師（慶州産業宣教）
二〇日 高銀先生（自由実践 文人協議会代表幹事・詩人）
ソク・ネウン先生（前延世大学学長）
二一日 咸錫憲先生（シアルソリ社）
二二日 白基院先生（白凡思想研究所長）
一九七八年四月十七〜二二日 午後七時

F
清州産業宣教会館（清州高等学校 正門横二階）

陳情書

憤懣やるかたない立場におかれたハン・チョンドン、チャン・スンジャ、パク・ソンセおよび我々農民達は信仰的な良心に従って世の中を生きてきて、持てる者たちの度を越す横暴、司法官たちの横暴によっていわれない罪のぬれ衣を着せられた人々です。
私達は法は万人の前で公正であるということを信じて過失がない

故、堂々たる気持で司法官に依頼して、検察庁、地方法院、高等法院、大法院の順序を経ながら法の公正な判決を待ちましたが、むしろ罪人となって罰を受けもしました。我々はあまりにもくやしくて各界に陳情も呼訴もしましたが最早疲れて我々の過失が何処にあるのか、思い余って我々の信仰の本拠地である清州都市産業宣教会館で一九七八年三月十七日から神に訴えて断食祈禱を始めました。

ところが、我々と共に断食祈禱を始めた新興製粉は退職金を与えなくても良いという判決が出たのにもかかわらず満十三日目にあたる三月三十日に解決となり、朝光皮革復讐は二三日目にあたる四月十日に解決となりました。しかし、我々の問題は未だ解決せず、ひき続き断食祈禱をささげているところへ誠意ある清州警察署長、情報部から派遣されてきた方々が、我々の身にふりかかっている若痛の現場を何度も往来なさって我々のくやしさを認めになり、あらゆる問題を原点に戻って再捜査する

ので再び陳情書を出すようにとい
う清州警察署長のお言葉によって、四月一日に再び陳情書を出して、我々はこの問題が正義にもとづいて解決されるよう命がけでとうもろこし茶で命をつなぎながらひき続き祈禱中であります。
しかし、再捜査を始めてから十七日たった今になっても（チャン・スンジャの場合）被害者側は一度も呼ばれずに、刑事事件は法院で進行中だか警察では手をつけることができないので承知してくれという回答だけ来て、ハン・チョンドンの場合は警察公務員達の拷問捜査による苦しい胸の内を暴露しましたが、六ヶ月目にそんなふしはないという回答がきました。
また、パク・チャンウの場合は、槐山警察署でパク・チャンウに土地を売ったパク・チャンニョルが背任罪が成立しパク・チャンニョルを拘束しようとした際、パク・チャンウはパク・チャンニョルを拘束せずに登記さえ出してくれたいと言ったので、捜査官や槐山警察署長の確認の下でパク・チャンニョルを不拘束で検察庁に入検させたのでした。再捜査すると

るということを信じて過失がないので再び陳情する上...

いつて手配令を出したにもかかわらずつかまらないので調査できないといいますが、パッ・チャンニヨルは自分の家におり、また道路を闊歩しています。パッ・チャンニヨルがいなので調査できないといつて延期しておいて刑事上嫌疑がないという回答だけが来、まだ裁判が継続中なのに法院の職員達がやってきて、テレビ・時計・タンスに押収状をはるなど、これどうして法は公正であると言えるのか。我々の憤懣やるかたない問題をこのように不透明に調査するなら我々は誰を信じて生きなければならぬのですか？

署長のお言葉は、法官がしたことは従わなければならぬと言いつ、彼らを信じないならば大韓民国の国民としての道理にもとるといいますが、我々はあまりにもくやしいためと呼訴と陳情を再びする次第です。

我々の憤懣やるかたない胸の内を詳細にかきます。

(中略 — 編集部)

大統領閣下は訓示する度ごとに、日陰で生きている人々がくやし

思いをすることのないようにはかたつてやれとおっしゃりながら、不条理を維新で根こそぎにせよと訓示していらっしゃいますが、そのお言葉と我々とはあまりにも距離がかけはなれているので、どろぼうは大きな顔でのさばり、まじめな農民はおどしと恐喝を受ける社会ですから、我々は何の知識もありませんが、我々のうらみを解決するために、不正を暴露するために命がけで、本当に施政刷新された斬新な社会の公正な捜査によってくやしいなぬれ衣をはらそうと善なる戦いをしているところですから、公正な捜査で、我々に過失があれば我々をつかまえて教導所に送って下さい。また、公務員や土地をだまして売った側に矛盾があれば彼等も罰を受ける社会となるように、くやしめにあわされた我々の問題が解決されるよう、断食祈禱を始めてから三十日目に再び陳情する次第です。

一九七八年四月十七日

血のにじむ絶叫で祈禱している

祈禱者一同



清州UIMで話をする咸錫惠氏

清州市産業宣教会館で我々の要求条件 代案

一九七八年四月二三日の時点で断食中であるハン・チョンドン、パッ・チャンウ、チャン・スンジャ三人の農民による訴え。紙数の都合で省略する。 — 編集部

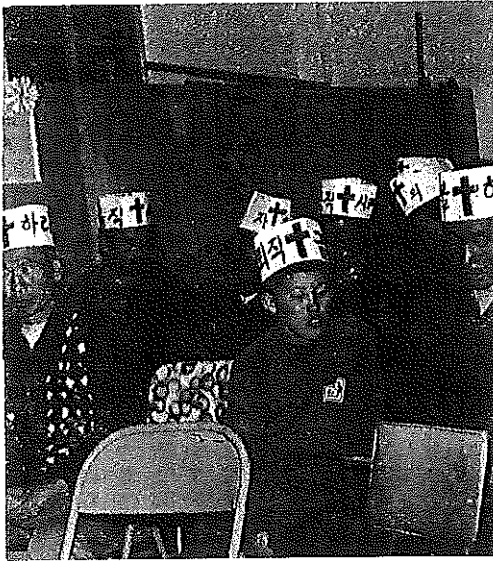
推載依頼書

一九七八年四月十九日付で三三日間断食祈禱している四人の農民と鄭牧師、チヨ伝道師の名で出されたもので、事件解決のための対策委員会(四・二五)参加を呼びかけるもの。本文略。

編集部

清州市産業宣教で四八日の権利斗争をしている祈禱者達の最後の方向

我々は清州市産業宣教で去る一九七八年三月十七日、第38回労働者の日の労働者のための新旧教連合祈禱会を終えて断食祈禱を始めてから四八日間の長い旅程を命をかけた苦痛で権利主張をしている中、国内外の多くの方々が来ら



1978. 3. 17
これからハンガーストライキに入る

れて我々の主張が正当なものであることを知り、激励をして下さり、また物心両面で支援して下さいました皆様に感謝をささげつつ皆様が声援して下さいたことに對する我々の気持はまだまだ貫徹されず、我々が今後進む方向をお話し致します。(中略—編集部)

我々は断食祈禱中に正確な診断をうけることにより、我々の主張しているのが正しいと行政当局者に認められて、この問題を(四月)

二六日に、一週間の期限で解決すると行政当局が聖職者達に信義で約束してから一週間がすぎましたが、信じるに価するほどの答がありません。

しかし我々は今、だまされたと
いう思いと間違った司法部員達を
うらむより、まずひとえに我々の
無知で愚昧さ故に受ける罪の罰と
して考え、明るく、清く、人間ら
しく生きようにも生きられないこ
の世の中に我々の一身を投げうっ
て、神の望まれる正義の社会が作
りあげられるならば、我々はこれ
以上誰おもうらむことなく再び完
全断食で我々の命を義の祭壇に生
きたまま捧げることに、我々は固
く結束して正義が河の水のように
流れる社会になるための基肥とな
るつもりです。

イエス様が十字架を背負われる
ことにより復活の歴史を作られた
ように我々も神を二本として自分
の十字架を背負ってゴルゴダに向
う時、怖れず、うらまず行くでし

ようし、この気高い祭祀に突入す
る我々の信仰的行動は誰しも妨げ
てはならず、妨げられても中断し
ないでしょう。しかし我々のこの
闘いが善なるものとして認められ、
我々の望むもの、権利がとり戻さ
れる時(土地、補償が受けられた
時)我々は希望をもって意味ある
人間らしい生活をするでしょうし、
それができなければ我々の体を祭
祀のいけにえとして神殿に捧げる
ことを固く約束し、うらみや憎し
みや責任を甲と乙に転嫁すること
のなきようお願いし、労働者達の
血のじむ絶叫で最後の意をお伝
え申し上げる次第です。

パタ・チャンウ(農民)
ハン・チョンドン
パタ・ソンセ
チャン・スンジャ

一九七八年五月八日
清州市産業宣教断食者より

韓国のカトリック司祭団

労働運動支援を声明

【ソウル十日前田特派員】韓国の工業地区、仁川市の紡績工場を背景とした労働運動を非人道的な方法で強圧し、八百人がいっせいに解雇されるなど深刻な労働争議が相次いでいる。多数の教徒を擁するカトリックの全道総教区は十日午前、司祭団の名で「労働者の労働権は命は生活糧への脅威であり、民主国家では許されない重大な人権侵害である」と初め強硬な非難声明を發表し、政府当局や関係機関に対し、労働者の解雇の中止などを要求した。

「政府は弾圧扇動やめよ」

十日、ソウルの自故書海にあり「そまがない問題だが、ぜひ關心一統に仁川工場の労働運動を妨害するカトリックの明洞聖堂を激機を審正してほしい」と声明文を讀み上げた。声明は「最近発生した東洋製紙社に労働者が投げつけられたり、泣きじゃくる東一紡績仁川工場の女子従業員。【韓国人権運動協会の聖職者が写した】」



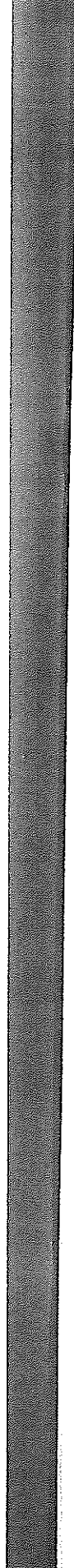
2月21日、壊った会社側の母たちに汚物を投げつけられ、泣きじゃくる東一紡績仁川工場の女子従業員。【韓国人権運動協会の聖職者が写した】

へ「特にキリスト教徒の労働者を共産主義分子に決めつける文章の扇動や演説の開催は、当時の欺瞞、庇護のまに行われていると考へざるを得ない」と批判した。そして政府に対し「解雇者の復職の労働運動の正常化の労働運動を共産主義運動とする扇動の中に、仁川を初め韓国の各工業都市で、

止むを得ない一掃のための政策の実施」を要請した。全道総教区はさらに「これまでキリスト教は労働問題に真摯に取組んでいながら、これを反省する」として労働者と連携して立ち上がる姿勢を示した。このような異例ともいえる声明が發表される契機となった東一紡績事件とは、二月下旬、同社仁川工場の従業員千四百人が労働組合の投票をしようとしたところ、会社側の動員した男たちが女工員たちにも尿や汚物を投げつけ、口を押し込む暴行を加えほか、投票箱をたたきこわすなどした。このため、百数十人の工員たちは明洞聖堂と川の教会に支援の神父、牧師らを立てこもり、ハンストによる抗議を行った。

は、キリスト教の新旧両派が合同で「都市産業宣教会」を結成し、労働教室を開いたりして労働者の苦闘行動を援けており、これに反響する企業側とのトラブルが最近増えている。

韓教民主議二院、統一社会党の事態を重視し、真相究明への出しているが、調査に当たった委員たちが教人治安当局に連行、取り調べを受けている。韓教キリスト教協会協議会の全道總務部長が韓中中央情報部(KC I A)幹部と四海談話を話し合ったが、同紡績会社はハンストに参加した女工員六百八人をこのほど一律に解雇してしまふ。カトリック司祭団も、聖堂のやり方があまりにもひどい。ため、論議が高まり、労働者支援を鮮明にする方針を固めた。



交流会後の事態

金浦空港でフィルム等押収される

フィルム・文書等の押収に対する抗議行動

日韓UIM交流会後の事態

編集 部

金浦空港でフィルム等押収される

五月十九日に水原アカデミーハウスでの日韓UIM協議会を午前中に終え、再びバスでソウルのキリスト教会館まで引き返しそこで我々日本からの参加者九名は一応解散となった。五月十九日のうちに日本に帰ることになっていたのは、伊藤、菅原、ウォーカー、楠、荒川の五名であった。金浦空港から午後の東京行の便に伊藤と菅原が、大阪行の便にウォーカー、楠、荒川が乗ることになっていた。ところが金浦空港でそのうちの四人が足止めされ、メモ・書類・フィルム等が没収されるという事態が生じた。

大阪行の三人は、金浦空港の手荷物検査の段階で特別に、露骨にパチパチと写真をとられ、ボディチェックの段階で念入りにチェックされたが、当局が持ち出してはならないとする書類が発見され、先に通過した荒川を除きウォーカーと楠が別室に連れていかれた。この事件のために飛行機の出発が三十分ほど遅れたが、結局ウォーカーと楠はその飛行機に乗ることができず停めおかれた。そのうち先の東京行の便で出発したはずの伊藤、菅原も別室に連れてこられた。

四人が没収されたのは、個人のメモ、フィルム、協議会での日本のレジメ（本パンフレットの協議会の項に収録したもの）、朝鮮文のピラ・東一紡績女子労働者支援の為のハンカチ等であるが、当局がこれらの物の押収した理由は次の三つであるという。

一、観光目的で入国したのに日韓UIM協議会に参加したのが入国目的に反している。（入管令一八八条七号違反）
二、不穩表現物を所持していたことが大統領緊急措置九号の二に違反している。

三、不穩文書を持ち出そうとしたことが関税法一四六条に違反している。

このような「違法行為」の故に文書等を押収し、別室に一時拘束したが、「初犯」であり宗教人であることを考え逮捕することはしなかったと当局者は説明した。

逮捕されることはなく出国は許されたものの四、六時間も別室に停めおかれていたため、五月十九日の飛行機はなくなってしまい、四人は夜11時頃、再びソウルのホテルにもどらざるを得なかった。

翌五月二〇日に大阪に帰ることになっていた土肥と飛田の二人は、前日帰ることのできなかったウォーカーと楠に午前中、キリスト教会館で会い昨日の事情を聞き対策を話しあった。そこで、もう一度文書等で押収されるという事態はどうしても逃げなければならぬので文書等は処分することとし、午後の便に乗るべく昼すぎキリスト教会館を出た。

前日の事があったためかこの日は、会館前に停めてあった当局の白い車が金浦空港へ向う我々のタクシィのあとをすぐ追ってきた。追跡は我々へ圧力を加えることが目的であるかのように、とても露

た。

骨で、すぐ横にくることもあるし追いぬいていくこともある。まさに抜きつ抜かれつで金浦空港についた。この日の飛行機は三里塚の管制塔占拠事件の影響で遅れ、かなり長い間待たされたが、この間、塔乗手続をする時も、トランクのチェックをする時も、四人が集まって、坐っている時も車で追ってきた当局者らに監視されていた。また、前日に楠、ウォーカーらが写された写真が空港の職員に配布されていたらしく、我々四人が通ると空港職員がヒソヒソ話をするという風であった。

飛田の便が四人の中で一番早かったが、手続の最初の手荷物以外のトランク等を預ける段階で、車で追ってきた当局者がすぐ横でその検査に立会い、「この男は……、トランクの底まで……」と耳うちしながら検査の指示をしていた。前後の日本人観光客のチェックより数倍の時間をかけ念入りに検査した。

次の便の土肥は（遅れの関係で結局飛田と同便になったが）最後のボーディーチェックの段階で当局者が立ち会い、係官をしてとりあげた手帳の二頁一頁まで調べさせた。飛田、土肥いづれも、昨日押収されたような文書等は処分して持っていなかったたのでウォーカー、楠とともに無事通過した。

楠とウォーカーに関しては、五月十九日にトランクだけが大阪空港に渡り、翌二〇日大阪空港でトランクをうけとったが、封をしていたウォーカーのトランクからも朝鮮文の文書が抜きとられていた（楠のトランクの鍵が止ったためかそのような事はなかった）。この点についてウォーカーは航空会社に抗議したが、まともな回答を得られていない。

その後、五月二二日に関釜フェリーで日本に向ったロン・藤好も

追跡は我々へ圧力を加える……

訪韓牧師らの メモなど没収

金浦空港で、韓国当局
女子繊維労働者の低賃金や労働
条件改善に積極的に取り組んでい
る韓国の都市産業宣教会（UIM）との交流のため訪韓した日本
キリスト教協議会の、牧師ら五人
が、帰国に際してソウルの金浦空
港で四十六時間にわたって取り調
べを受け、持っていた資料、フイ
ルム、個人的メモまで没収される

事件が明るみに出た。同協議会は三十日、東京で内外記者と会見し「韓国当局の措置は基督教徒の侵害」と非難するとともに、日本政府を通じて韓国政府に抗議、所持品の返還を求める意向を表明した。

日本キリスト教協議会が明らかにしたところによると、韓国キリスト教協議会協議会の招請による日韓の都市産業宣教会交流会が五月十七日から十九日まで韓国・水原で開かれた。同交流会には日本側から十四人が参加する予定だったが、大阪の韓国総領事館で五人がビザ発給を拒否され、結局九人が訪韓した。

会議中、日本側代表団は韓国中央情報部（KCIA）部長とみられる男たちに公然と尾行され、写真も撮られたという。

日本側代表団は同日夕、帰国の途についたが、日本UIM代表幹事の補利明氏が午後五時すぎ、金浦空港で足止めをくらったのはじめ米国人のJ・B・ウォーカー牧師ら計四人が同空港の四十六時間にわたって身柄を拘束された。このため、権氏は帰国が一日遅れ、他の参加者も自発的に資料などを処分するなどで、無事帰国したという。

釜山港でチェックされた。東一のハンカチ、レジメ、ピラ等を押収され、係官からは「お前の仲間の大石とトビタ（飛田のこと）をトビタと読んでいたらしい」はどこにいる」と質問されたりした。日本からUIM協議会に参加した九人のリストをもって各所で出国のチェックをしていたことがわかる。

フィルム、文書等の押収に対する抗議の行動

このような事態に対し、我々が韓国で協議会に参加したこと及び文書等を持ち出したことは、現在の韓国の法体系においては「罪」とされるところでも、それはまっとうなことであるという確信のもとに五月二十九日に東京で記者会見をしたが、その記者会見の記事は、翌五月三十日の朝日新聞（57頁下段参照）および六月一日の毎日デイリーニュースおよび朝日イブニングニュース（いずれも英文）に掲載された。記者会見の席上左頁に掲載した文書および英文の経過、ウォーカーの声明等を配布した。この記者会見の目的は今回の事態を明らかにすることの他に、我々が韓国で直接に接した東一紡績の女子労働者の問題等を記者団に訴えるということがあった。後者の目的はあまり達せなかったが、金浦空港での文書等押収については予想以上の反応がでてきた。

まず、六月二日付で金浦空港の税関長より、伊藤義清あてに五人より押収した物のうち「法律に触れないものと見られるもの」を送り状（60頁参照）とともに返してきた。しかし、返されてきたものは本来取り上げること自体がおかしなようなものばかりで、返されてきたフィルムにしても訪韓前に日本で写した部分だけだった。

た。しかし、一度押収したものを一部でも返却することは異例のことで、記者会見の反響が大きかったと考えられる。

一方において我々は、今回の事態について五月二十七日、駐日韓国大使館に抗議の意を表明していたが、六月十五日付で駐日韓国大使館より恐迫めいた回答（61頁参照）を受けとった。

米人宣教師のJ・B・ウォーカーおよびロン・藤好の二名は、独自の立場から駐韓米大使館、駐日米大使館、米国外務省、米国会議員等に手紙を送ったが、それぞれから韓国政府へ遺憾の意を表明する等おおむね誠意のある回答を受けている。

また我々が韓国で接した東一紡績の解雇女子労働者支援のための活動も訪韓した者が中心に取り組み、カンパ要請のピラ（62頁参照）パンフレット（内容は、①カンパアピール、②「人権を強奪された工場で泣き叫びます」七八年二月二四日、東一紡績労組、③闘争経過、④「再び東一紡績の愛する娘たちへ、高銀、⑤近代韓国労働運動史。B5版、8頁、カンパ、百円）を作製したりしている。

六月十七日には、我々も現場研修に行った永登浦UIMで宣教師として働いていたオーストリア人、ラベンダーさんが韓国政府よりビザの延長を拒否され、結果的に追放された。（63頁新聞記事参照）彼は十七日夕方の飛行科で大阪空港に着いたが、日本では、東京と大阪で彼の報告を聞く機会をもった。

今回の日韓UIM協議会において、「日韓UIM協力委員会（仮称）」が作られたが、これを中心として、第二回目の協議会を一九七九年に開催すべく、現在準備が推められている。

I, 去る5月17日から19日、日本キリスト教協議会と韓国キリスト教教会協議会は、韓国スウォンにおいて日韓都市産業宣教会交流会を開催し、このため日本からは9名の代表が参加した。しかしこの会議については、次のようないくつかの問題が生じた。

- 1, 韓国キリスト教教会協議会による公式な、かつ国際慣例の上からも正式な招待状を提示したにもかかわらず、在大阪韓国領事館はこれを認めず、故に日本側代表者のうち5名はビザの発給を受けることができなかった。
- 2, 6月15日午後には始まる韓国滞在の間中、日本側代表者たちは韓国情報部員と思われる人たちにたえず公然と尾行された。会議もまた監視されていた。
- 3, 日本側代表者中4名(楠利明、J・B・ウォーカー、伊藤義清、菅原勉)は、5月19日金浦空港において4～6時間拘束され、上記交流会の資料をすべて没収された。所持者の説明要請と抗議にもかかわらず、個人的なメモ、写真フィルム等も没収された。
- 4, この4名は、理由を明示されることなく、これらの資料を所持することが韓国大統領緊急措置令第9号、国家冒瀆罪、出入国管理法に違反すると脅迫され、このようにして3名が強制的に「念書」を書かされた。今回の日韓都市産業宣教会交流会は、両国キリスト教協議会が正式に決定し推進した国際的教会会議であり、その内容も教会の福音宣教の使命を果たすことを目的とした公正な教会活動に関するものであります。

にもかかわらず、この会議に対して上記のような脅迫行為がなされた。これは日韓教会の国際会議としては前例のないことであり、われわれはこれを重視せざるを得ない。これは国際的教会交流に対する重大な妨害であり、信教の自由に対する著しい侵害である。われわれは、日韓両国の関係は国民同志の真に公正な交友関係を基盤にすべきであると考え、そのために両国教会の交流を重んじてきた者である。韓国当局はこの交流を妨害したことについて、誠意ある説明をすべきである。

NCC総幹事とUIM担当幹事およびJ・B・ウォーカーは去る27日午前11時、韓国大使館領事課に赴き、一等書記官兼領事金正琪氏と会い、この件について抗議し質問したが、われわれは今後も説明を求め続けるであろう。

II, 今回の韓国当局の措置は、韓国UIMが有する国際関係を遮断し、同UIMを国際的に孤立させることをねらったものと思われる。われわれはこれを教会の宣教に対する不当な圧迫とみなし、韓国UIMに対する国際的支援をいよいよ強めていくであろう。

日本キリスト教協議会(NCCJ)は、姉妹組織である各国のNCC及びUIM委員会と連絡を密にしつつ、こうした不当な扱いと誤解を受けている韓国UIMとその活動支援のために、あらゆる努力をする覚悟である。

韓国UIMはしばしばカトリックの同様な組織(カトリックの労働青年会)と協力し合っており、労働者の人権のために闘ってきた。今日、労働三権が事実上停止されている韓国の状況下で、飢餓賃金等の悪条件によって生存権さえ脅かされている多くの労働者たち、特に若年女子労働者のために、UIMは各地で組合活動を指導し、彼女たちを弾圧から守り、また解雇された女工たちを庇護する等の活動を続けてきた。このような活動によって、最近ではUIMが韓国民主化運動の先頭に立ち、そのため当局から指導者拘束等多くの圧迫を受けるようになってきている。

しかし韓国当局がどのように圧迫しようとも、UIMの活動は今日の時代に適わしい仕方ではイエス・キリストの福音に根ざし、「貧しく弱い者に福音を告げ、抑圧され、しばられている者に解放を宣布する」働きである。そしてわれわれも、この使命を共有する者として、日韓UIMの交流を行ってきたのである。

去る17日～19日の交流会では、日韓UIMの共同の諸課題が確認されたが、その中で第一に挙げられたのは東一紡績女子労働者の闘いに対する支援である。(声明文参照)われわれ日本のUIMは、東一紡績を不当解雇された130人余の女子労働者支援や、東一紡績経営者に対する抗議等のために、他のキリスト教諸団体、市民団体、労働組合等と連携して、ひろく運動を展開する決意である。

資料 7 金浦空港税関長よりの押収品「送付状」

日本国東京都大田区南久が原 2-5-13

伊 藤 義 清 貴 下

預り物送付

貴下等が大韓民國訪問後帰國の際金浦空港及釜山港で關稅法違反等の疑いで押収された印刷物中其の内容が大韓民國の法律に於れないものと見られる別添目錄の印刷物をお送りします關係者の方にお渡して下さい。

1978年 6月 2日

大韓民國 金浦税関長

關係者

I TO YOSHIKIYO
 KUSUNOKI TOSHIAKI
 SUGAWARA TSUTOMU
 JOHN BYRON WACKER
 KONACO SUSUMU FUJIYOSHI

番號	内 容	種 類	数 量	備 考
1	西山開拓傳道金袋		1 部	日 語
2	ライム (24 Cuts)		1 箱	カ ラ
3	伊藤郵便葉書		3 枚	日 語
4	韓國基督敎産業問題研究院		2 部	英文・韓國語
5	聖靈降臨		1 部	日 語
6	月 報 (京都基督教會)		1 部	日 語
7	民防衛の日訓練案内		1 部	英文・日 語
8	招 請 状 (Rouald S. Fujiyoshi)		1 部	英 文
9	ハワイ駐在領事に送る手紙		1 部	英 文
10	ノ - ト		6 枚	韓 國 語
11	ノ - ト		3 巻	英文2巻, 日語1巻
12	近畿地区宅地建物公正取引協議會		2 部	日 語
13	メモ用紙		38 枚	
14	封 筒 航 空 乗 客		1 枚	
計			14 種	

日本キリスト教協議会

総幹事 東海林 勤 殿
都市産業伝道委員会

担当幹事 楠 利明 殿

1978年6月15日

去る1978年5月27日日付に貴下の書状について関係当局の調査結果、並びに本国政府の指示により、下記のように御回答致します。

1. 日本人(楠利明、伊藤義清、菅原勉、荒川純太郎)及び在日米国人 John B. Walker 等9名は、5月15日に観光目的にて訪韓したにもかかわらず、訪韓中一部反政府的宗教人等と接触し、大韓民国国内法に違反となる不穩文書を収集し、韓国NCC都市・農村分科委主催“韓日教会都産協議会”に日本代表として参席する等、入国目的に反する活動をした。
2. また5月19日不穩文書63種244部を携帯し、金浦空港を通じ出国を企てたが、これは大統領緊急措置9号2(不穩表現物所持)、出入国管理法第188条7号(活動範囲違反)及び関税法第146条(輸出入禁止)に違反となる犯法行為である。
3. 従って警察及び税関当局は、同人等を現行犯として調査し、前記関係法違反嫌疑がある不穩文書は本人等の犯法行為事実を自認した旨の抛棄書を接受後依法預置した。
また大韓民国法律に抵触しないものと判断した資料14種は税関当局が、6月2日付で本人等に既に返還した。
4. 同人等は、大韓民国の国内法を違反した犯法者として厳重に処罰すべきであるが、身分が宗教人であり、友邦国の国民である事を勘案し、関係当局は本人等を寛大に処分、出国を許可した。
5. 関係当局では同人等を尾行、及び会議を監視した事実はない。
6. それにもかかわらず、同人等は出国後、事実を歪曲し韓国政府を非難する非良心的な言動は誠に遺憾である。
7. 大韓民国の国内法に違反となった不穩文書の返還及び謝罪要求に対しては一考の価値もない。
8. 今後、どのような外国人であっても大韓民国の法秩序を紊乱する場合、継続依法措置する事を、ここに明らかにする。

駐日大韓民国大使館

領事第一課長

梁 世 燾

韓国・仁川でたたかう

東一紡績の女子労働者を支援しよう！

2月21日の發行

いま韓国で、東一紡績の女子労働者に対する言語に絶する抑圧と辱かしめが、人々の怒りの的になっています。

本年2月21日、労働者のために活動して行く組合役員を選挙うとした女子労働者に対して、会社側と雇用の上級組合と結びついた勢力が、勢力面を駆って暴行を加え、人質を浴びせ口に押し込むなどの屈辱のあまりをうけました。これに憤激した女子労働者の抗議行動に対して会社側は、二六名を解雇しました。

韓国「新民主主義」を方々（1万五千円）以下の底賃金と長時間労働で支えてきた女子労働者は、いまや韓国労働者の人間回復の運動に立ちついでています。最初には女子部長を出してから6年、特に選挙年には無差別に対決を遂げて組合を守りぬいてきた東一紡績の女子労働者たちは、まさに韓国労働者の花です。その人々は、この度の暴行を感かじめが加えられたのです。

日本企業が展々と渡れ込みはじめた一九七〇年代以来、韓国の労働者は、団体交渉権とストライキ権を奪われ、単一の全国組合（韓国労働総連）は傘下の産別労働の幹部もよくめて、まったく御用化されてしまいました。東一紡績の女子労働者の上のしかかっているのは、会社側や連帯労働者だけでなく、村政権と日本の資本であり、日韓経済の結びつきです。

人間的に生を求め、労働者の権利を求め、立ち上がるこの女子労働者を助けてきたのは、プロテスタントの新民主主義教会（U-I M）とカトリック労働管理会（I O C）です。今回の事件は、この両組織を「生産主義者」としてソレをはり、つぎとしていきとうじ

民衆の連帯として

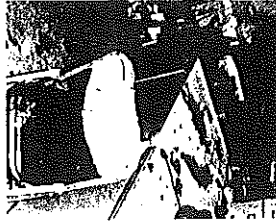
「この労働者闘い明らかに結束して、韓国民主化闘争の担い手たちに結集して、私たちも連帯して闘うべきです。」

「このように怒りから私たちは、経理の撤回を要求して闘っている東一紡績の女子労働者に対して、支援の資金を貸すことにしました。」

「私どものどげに援けて下さい。彼女たちの苦しみと怒りなどの闘いに目を向け、私たちの愛と情のしるしを渡して下さい。」

ハカンバ送り先
 日韓連帯委員会
 東京都港区神井台二二一八番地方
 郵便番号 東京四一〇〇三四

NCC・UIM委員会
 東京都港区早稲田二二一八二四
 郵便番号 東京〇四七六二一



2月21日、労働組合で抗議行動の決議が採られた。写真に写っているのは、この日、仁川に到着した女子労働者たち。



2月21日、重労働を強いられる年々ややくばる女子労働者を支援すべく、東一紡績の女子労働者たちが集まり、決議を採った。

豪州人牧師を追放

韓国労働運動支援の理由で

どの労働運動関係し、印牧師の逮捕命令を訴える英文ヒラの

作成はかわつたなを理由に「宣教師といふに資格に合わない活動をしたと判断した」とみられる。

◇ ◆ ◇

ラベンダー牧師は十七日午後六時半、ソウルから日航九六四便で大阪空港に着いた。

【ソウル十七日共同】二年間にわたりのソウル市南部の工業地帯である永登浦で宣教師活動を続けていたオーストラリア人牧師ステファ・ラベンダー氏(50)が労働運動を支援したとして滞在ビザの延滞を韓国法務省に拒否され、十七日午後五時半、警備を離れ、空路大阪に向かった。

外国人宣教師に対する国外退去処分は七四年十二月のオグル牧師、七五年四月のシント牧師(いずれも米国人)に次いで三人

目で、昨年末の出入国管理法改正で外国人の政治活動に対する規制が強められてから初めての措置。

永登浦市産業宣教師会は①同会を共産主義と非難する文書の配布②大統領緊急措置9号違反で印名③大統領警備措置9号違反で印名④清州市市産業宣教師会会長が五月二日逮捕された⑤同会に計千五万円(約二千万円)の税金が課せられた⑥その最近の事例と併せて「宗教活動を妨害する政變」と反発している。

韓国政府は同牧師が紡績会社な

1978. 6. 18

毎日新聞

編集後記

●私にとって初めての韓国は、見るもの聞くものすべてが新鮮でした。ソウルの町全体のエネルギーが動もさることながら、現場研修や協議会で会ったUIM実務者らの中に

みでるようなエネルギーには終始圧倒されました。彼らのエネルギーが今も私をつき動かしていますが、彼らのエネルギーの一端でもこの報告集の読者に伝えることができればと思ひ、編集の仕事にとりくみました。できればえはいかがなものでしょうか。

●報告集に書けなかつた事の一つに、五月十

六日夜のソウル西大門カトリック教会での労働者のためのカトリック・プロテスト合同のミサのことがあります。女子労働者を中心として四五百人が、情報部や機動隊がとりまく中を三々五々集まり、大きな声で歌い、祈り、アピールしていました。池学淳神父の説教もとても迫力のあるものでした。これが「礼拝」という名の集会、かと思ひました。

日本での私の予想以上に韓国の民衆は、のびのびと闊っているように思われました。

●資料として掲載したいものが、東一紡績、清州UIM、永登浦UIM関係でまだいくつかありますが、紙数の都合で省略させていただきます。ご了承下さい。

●交流会の雰囲気ができるだけ伝えようと写真を入れましたが、カラー写真であったこと、室内の写真であったこと等により鮮明にでないのがあります。残念です。

☆この報告集が、今後の日韓のUIMの交流のためのそして私達が接した韓国UIMの実務者やそこに集う人々のための力となることを望んでいます。

一九七八年十月四日

(H)

1978

■■ 発行日 1978年10月14日
■■ 発行所 大阪市北区高麗橋3-20 浪花教会内
Tel 06-231-4951
関西キリスト教都市産業問題協議会(KUIM)
■■ 発行者 KUIM代表 三好博
■■ 編集者 飛田雄一 ■■ 定価 500円